

陳 情 回 答 綴

(陳情第 42 号～第 60 号)

令和 8 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 4 3 号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 4 4 号	行政にかかる諸問題について……………	2 1
陳情第 4 5 号	障害者施策等の充実について……………	3 5
陳情第 4 6 号	加齢性難聴者への支援について……………	4 5
陳情第 4 7 号	H P V ワクチンについて……………	4 7
陳情第 4 8 号	歯科健診について……………	4 9
陳情第 4 9 号	新型コロナウイルス等ワクチンについて……………	5 1
陳情第 5 0 号	障害者施策等の充実について……………	5 3
陳情第 5 1 号	行政にかかる諸問題について……………	7 1
陳情第 5 2 号	不登校支援について……………	7 7
陳情第 5 3 号	ワクチンについて……………	7 9
陳情第 5 4 号	学校図書館について……………	8 1
陳情第 5 5 号	図書館行政について……………	8 3
陳情第 5 6 号	図書館行政について……………	8 5
陳情第 5 7 号	図書館行政について……………	8 7
陳情第 5 8 号	支援学校等について……………	8 9
陳情第 5 9 号	放課後施策について……………	9 3
陳情第 6 0 号	放課後施策について……………	9 5

番 号	陳情第42号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月18日
(審査結果) 第1項 国内各都市への委員会の視察については、委員会委員の各自が各都市の行政実情や先進取組事例等を調査視察し、その成果を議会審議に寄与させるとともに市政の発展に反映させ、もって議決機関として議会機能の向上を果たすことを目的に実施しています。前年度の視察日程、視察都市及び内容については、堺市議会ホームページで公開しています。 議会情報の発信については、堺市議会基本条例に規定する「市民に開かれた議会」を実現するため、議会の役割や活動を市民にわかりやすく発信し、また、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させることができるよう、議会における広報・広聴機能の強化について、議会力向上会議にて協議を行っています。 今後とも、議会情報の発信をより一層充実していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 第2項 本市議会では、令和6年2月14日の議会運営委員会において、本市議会ハラスメント防止条例制定に向けた議論を進めるべきとの提案を受け、議会運営委員会及び議会力向上会議にて条例制定に向け議論していました。あわせて、令和8年6月12日の議会運営委員会で、議長から条例制定が急がれる旨の談話が発表されたところです。 令和8年8月12日の議会運営委員会において、正副委員長として、早期の条例制定をめざしたいとの考えから、これまでの議会力向上会議での意見を踏まえた条例案を示し、今定例会において、議員から議員提出議案第15号「堺市議会ハラスメント防止条例」が提出されました。 本条例案は、本会議での審議を経て、付託された総務財政委員会において審査され、9月25日の本会議において採決される予定です。	

番 号	陳情第42号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	9月18日
(審査結果) 第3項 本会議や常任委員会においては、付議された事件や、本市の行政全般に関する事務の執行の状況及び将来に対する方針等について、各議員・委員が専門分野や関心テーマに基づき質疑・質問を行い、地域の課題や行政の提案について議論・審議を行っています。 また、堺市議会では、常任委員会のほかに、必要に応じて臨時的又は重要な事件等について調査を行う特別委員会を設置し議論を行っています。 この度、提出された陳情については、陳情書として全議員へ配布しています。 今後も多くの住民の多様な意見を市政に反映することに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、会議の内容については、堺市議会ホームページで会議録を公開しており、インターネット中継映像もご覧いただけます。また、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等でも会議録をご覧いただけます。	

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（人事部人事課） 本市職員による不祥事や服務規律違反の発生は、市民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、重く厳粛に受け止めています。 本市といたしましては、これまでも服務規律の確保や綱紀粛正の徹底に取り組んできましたが、依然として不祥事案が発生していることから、更なる意識啓発や組織的な取組の強化が必要であると認識しています。 ご指摘を真摯に受け止め、令和 6 年 3 月に策定した「不祥事根絶に向けた職員行動方針」を基本としながら、日常的なマネジメントの強化や職員研修・啓発を通じ、不祥事の未然防止及び再発防止に向けた取組を進めます。今後も職員の服務規律の確保及びコンプライアンスの徹底に努め、市民の皆様からの信頼の回復と確保に取り組めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第5項（文化国際部国際課）（教育委員会事務局総務部教育政策課） 本市では、普通の日本語よりも簡単で、日本語を母語としない人にもわかりやすい日本語である「やさしい日本語」が有効なコミュニケーションの手段であると考え、市ホームページ等において「やさしい日本語」での情報発信を行っているほか、庁内部局に対する「やさしい日本語」活用の普及・啓発や、「やさしい日本語」で作成された市民向けの案内文等の監修を行い、わかりやすい情報発信を行っています。 また、本市の新規採用者向けの研修において「やさしい日本語」の意義と活用方法を取り上げているほか、市民が理解を深められるよう外国人にも参加していただき「やさしい日本語」でのやりとりを実践するセミナーを実施しており、職員も参加できる形としています。 さらに、「生涯学習まちづくり出前講座」では、「国際都市・堺をめざして」の中で多文化共生社会の実現に向けた取組を取り上げており、申込みのあった団体等の希望に応じて「やさしい日本語」の活用法についての詳しい紹介を行っています。 教育委員会においては、外国人児童生徒等を含めたすべてのこどもたちの日本語で学ぶ力の育成にむけ、授業改善及び授業力向上等をめざす学校を支援するため、令和5年度よりアドバイザーを派遣し、教科等の内容理解と授業参加することができる「ことばの力」の育成に取り組んでいます。 派遣を受けた学校においては公開授業等を行うことにより、その成果を他校にも普及させるように努めています。 今後も多文化共生社会の実現に向けて、「やさしい日本語」の更なる普及に取り組めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第6項（文化国際部国際課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 本市では「第2期 堺市国際化方針」（計画期間：令和8年度～12年度）を策定しており、本方針の方向性の1つとして「多文化共生の推進」を設定し、主な取組の1つとして「相互理解促進のための日本語の習得機会の提供」を設定しています。 本市在住の外国人が増加する中、区の別を問わず日本語学習支援の重要性は増しており、日本語学習を支援する人材を確保する取組を進めています。 具体的には、日本語ボランティア活動を始める動機づけを図る観点から、市内日本語教室での活動に関心のある市民の皆様を対象に、「日本語ボランティア研修」を実施しています。同研修では地域日本語教室の役割やボランティア活動について学び、堺市内の地域日本語教室のPRや見学を行う場を設けています。 また、日本語ボランティアのスキル向上を図る観点から、既に活動しているボランティア等を対象に、一対一で教えるのではなく、一対複数の教授法を学べる「日本語ボランティアスキルアップ研修」を実施しています。 そのほか、市主催の日本語教室では、地域日本語教室で活動しているボランティアの皆様には本教室のアシスタントとしてご参加いただき、日本語教育の専門家による一対複数の教授法に直に触れることができ、授業後には専門家とアシスタントによる振り返りの場を設け、地域日本語教室での中長期的な活動に活かしていただいています。 上記取組にあたっては、ボランティア活動に関心のある方々同士のつながりや、本市の多文化共生の拠点を知っていただき活用していただくのに効果的であるとの考えから、堺市立多文化交流プラザ・さかいで実施しています。 また、本市と地域日本語教室とは適宜情報交換を行っており、年1回は地域日本語教室の皆様が集まる機会を設け、教室間での課題と解決法について共有しています。 こどもや学校での日本語指導体制としましては、来日して間もないなど日本語で日常会話が十分にできない児童生徒に対しては、日本語指導等対応教員が日本語指導センター校での対面による指導やオンラインによる指導によって日本語の初期指導を集中的に行っています。 日本語指導センター校での初期指導を終えた児童生徒に対しては、外部人材である自立支援日本語指導員を在籍校へ派遣し、在籍する学級での学習に支障なく取り組めるようにすること、また、高等学校等の進学先で支障なく学習に参加できるよう日本語能力を確保することを目標に、「特別の教育課程」による日本語指導を行っています。 さらに、外国人児童生徒を含むすべての児童生徒に日本語で学ぶ力を育成するため、すべての教職員が日本語指導の視点を持ち、日常の授業の中で適切に指導できるよう、教育委員会として教職員向けの研修を実施し、有識者の専門的な指導助言を得ながら学校への支援を行っています。			

番 号	陳情第42号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第7項（文化国際部国際課）

国では、令和7年6月には外国人材の受入環境の整備に当たっては受け入れる側の日本人が共生社会の実現について理解し協力するよう努めるだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土、文化、ルールを理解することが重要であるとの考えのもと、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂が行われており、本市では、国の取組や動向も注視しながら、日本人と外国人との共生社会の構築に向けた取組を進めています。

本市では「第2期 堺市国際化方針」を策定し、相互理解促進のための日本語の習得機会の提供本方針を推進するための視点として「安全・安心に暮らせる共生社会の構築」を設定しているほか、本方針の方向性の一つとして「多文化共生の推進」を設定しています。

「多文化共生の推進」では、主な取組として「多言語対応等による情報格差の解消」や「相互理解促進のための日本語の習得機会の提供と「やさしい日本語」の普及」、「異なる価値観を持つ様々な人々がつながる機会の提供」を設定しています。

本市在住の外国人の増加が見込まれる中、言語や文化、習慣などの違いから生じる課題により外国人が地域社会の中で孤立しないこと、また日本人と外国人双方が互いを尊重し合い、安全・安心に暮らせる社会を実現することが大切だと認識しています。

地域日本語教室を運営している民間団体など、外国人とのつながりを持つ市民の方々や専門家との連携により、外国人を取り巻く状況を把握しながら、引き続き外国人が地域社会に溶け込めるよう取り組むほか、ボランティア人材の更なる確保など、言語や対応体制の充実を進めます。

第8項（観光部観光推進課）

堺まつりは、公益社団法人堺観光コンベンション協会が市民の皆様をはじめ、関係団体や堺市自治連合協議会、企業等のご協力のもと実施している催しであり、事業内容については、それぞれの団体から推薦された委員による企画検討委員会において協議・検討を重ね、決定しております。

また、開催にあたっては、安全対策や事業効果、事業費等についても検証を行い、改善しながら実施しております。

いただきましたご意見につきましては、今後の堺まつりがより多くの皆様に親しまれ、効果的な事業となるよう、運営や事業内容の検討に活かしてまいります。

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（行政部行政総務課）（堺区役所企画総務課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所企画総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課） すべての人が安心して利用できる市役所・区役所の環境整備は重要であると認識しています。 視覚障害者をはじめ、障害のある方が必要とする支援の内容は個々に異なることから、専任職員によるサポート体制を一律に整えることは困難な状況です。このような中にあっても、来庁者が円滑に窓口を利用できるよう、職員が必要に応じて案内やお声がけを行うなど、来庁者の状況に応じた対応に努めています。 今後も、障害のある方をはじめ、すべての人が利用しやすい市役所・区役所をめざし、引き続き環境整備に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（財政部財政課） ご意見にあるように、市民が平和に安心して暮らせる環境を確保することは重要であると認識しています。本市では、子育て支援や福祉、防災、地域活性化など市民生活の安全安心に関わる施策の推進に取り組み、必要な財源の確保や制度の充実について国へ提案・要望を行っています。今後も市民生活に必要な施策が着実に実施できるよう、国に対する提案・要望に取り組みます。			

番 号	陳情第43号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課） 本市における避難所となる市立学校体育館への空調整備については、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があると考えています。 そこで、当初は令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、整備に要する人員体制の強化等を図ることにより、事業期間を令和7年度から10年度までの4か年に前倒しました。 現在は、この1年短縮した事業計画に基づき、整備完了に向けて、設計及び工事を着実に進めています。			

番 号	陳情第43号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第4項（市民生活部生涯学習課）（建築都市局交通部交通政策課） 公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の推進、地域の振興、住民相互の交流を図ることを目的として設置している施設であり、お住まいの区域にかかわらずどなたでもご利用いただけます。公民館を新たに設置する予定はございませんが、市内に設置している6つの公民館をご活用ください。 本市では、民間事業者による鉄軌道や路線バスに加えて、堺市乗合タクシーを運行することにより市民の移動手段を確保しています。堺市乗合タクシーは、鉄道駅やバス停などから離れた地域にお住まいの方の日常生活に必要な移動手段を確保するため、こうした地域と最寄りの鉄道駅等を結ぶルートを運行しています。このため、制度の趣旨から、市内のどの地域からでも公民館に移動できるよう停留所を設置することは難しいと考えます。 第5項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課） 現在の民法のもとでは、結婚に際して、夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければなりません。令和8年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」において、夫婦の氏（姓）に関する具体的な制度のあり方について、国民の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされており、国において検討、議論されるべきであると考えています。 今後も国の議論や司法の動向等について情報収集に努めます。 第6項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成・派遣、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、今後も引き続き後援や協働などを通じ協力します。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、我が国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、こどもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組めます。 第7項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ施策に取り組んでおり、「核兵器禁止条約」についても、本市も加盟している平和首長会議から日本政府に対して署名・批准を求めています。			

番 号	陳情第43号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第8項（保健所感染症対策課） 高齢者の带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンについては、予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として65歳以上の方を対象に実施しています。 本市としては、予防接種法に基づく定期接種を優先的に実施しており、限られた財源の中で予防接種事業を運営していることから、現時点では高齢者の带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンについて、公費の対象年齢の見直しを実施する予定はありません。今後も、国における定期接種化の議論や他自治体等の動向を注視します。			
第9項（長寿社会部国民健康保険課） 被保険者の負担軽減のため、本市は、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 また、本市としては、統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。			
第10項（長寿社会部長寿支援課） 全国的に補聴器購入費助成制度を実施する自治体が増加している状況は認識しておりますが、加齢性難聴は誰にでも起こり得る加齢に伴う身体機能の低下に起因するもので、全国共通の課題であることから、本市としては、国による全国一律の公的補助制度の創設が望ましいと考えており、以前から政令指定都市共同で国へ要望しています。 なお、本市では、高齢者が自身の聴力の変化に早期に気づき、医療機関の受診を含めた適切な対応につながるよう、関係機関と連携して加齢性難聴に関する啓発に取り組んでいます。			
第11項（長寿社会部介護保険課） 介護保険料は、所得が著しく減少した方や災害により被害を受けた方を対象とした減免のほかに、本市独自の施策として収入や資産について一定の要件を定めて軽減する減免措置を実施しています。 また、低所得の方が介護サービスの利用を制限されることのないよう、所得状況や介護保険制度の運用状況を踏まえた保険料・利用料の負担軽減拡大を図るなどの必要な措置を講じるよう国に対して要望しています。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（長寿社会部介護事業者課） 本市における特別養護老人ホームの待機者数は、令和 7 年 4 月 1 日時点で 7 4 0 人です。 特別養護老人ホームの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき事業者の公募により進めています。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。 今後も、市民が適切な介護サービスを利用できるよう必要な特別養護老人ホームの施設整備に努めます。			
第 1 3 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（こども青少年局こども青少年育成部こども家庭課、子育て支援部幼保政策課） 高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の賃金等労働条件の改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担をしています。あわせて、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図ることは全国的な課題であることから、財政措置の拡充等を行うよう国に対して要望しています。 保育施設、児童養護施設等の施設職員の処遇改善についても、国制度において実施されており、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。			
第 1 4 項（長寿社会部長寿支援課）（建設局公園緑地部大仙公園事務所） 平和塔及び礼拝堂の意義や建立趣旨等については、平和塔前広場北側に説明掲示板を設置しているほか、場所や時間に制約されることなく広く情報を発信できる手法として、本市ホームページ等のデジタル媒体を活用し、その周知に努めています。 御提案のありました新たな説明板の設置等については、現時点では予定しておりませんが、来園者の皆様に平和塔の意義や趣旨をより理解していただけるよう、大仙公園のパンフレットに平和塔に関する情報を掲載する予定です。 引き続き、平和の尊さや大切さへの理解を深めていただけるよう、本市ホームページ等を活用し広く市民への周知を図ります。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	こども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置については、本市独自の運営補助金の活用により、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1 歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等の設定等、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 また、令和 8 年度からは、配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援として、保育教諭等を更に 1 人加配できる配置支援や調理員の配置の充実のための補助単価を拡充しています。 引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。 なお、保育士等の処遇改善をはじめとする施設運営に必要な人件費については、本来、国が公定価格において適切に措置すべきものです。公定価格上の人件費は毎年引き上げられているものの、保育士等の給与水準は全産業平均と比較して依然として低い状況にあることから、本市としても、国に対し更なる処遇改善を求めています。 第 1 6 項（こども青少年育成部こども家庭課） 本市の女性相談員は、令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」いわゆる女性支援法に規定されている女性相談支援員として、DV 等の暴力、離婚、生活困窮など、日常生活を営む上で様々な悩みを抱える女性について幅広く相談に応じ、関係機関と連携して支援対象者が自立して暮らすことができるよう、寄り添いながら継続的に支援を行っています。 今後も複合的な課題を抱える相談者に適切な対応ができるよう庁内外の様々な研修への参加などにより、女性相談員の更なる資質向上に努めます。			

番 号	陳情第43号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第17項（都市計画部都市計画課、都市整備部都市整備推進課、拠点整備課、都心未来創造課） 本市では、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、拠点を中心に都市機能の誘導を図るなど集約型都市構造の形成を進めています。令和8年4月には「持続可能性とエリア価値を高める都市機能誘導方針」を策定し、「質の高い緑と公共的空間の確保」などの公共貢献に対して容積率緩和を適用する考え方をまとめ、計画的で質の高い都市開発の促進に取り組んでいます。 また、同マスタープランに掲げる都市像の実現に向け、各拠点において地域の現状や課題を把握し、地域住民の皆様と意見交換等を行いながら、事業の進捗に必要な計画の策定や個別の検討を進めています。今後も引き続き、地域住民等の皆様と協議・調整を図りながら、魅力ある拠点整備を進めます。			
第18項（住宅部住宅施策推進課、大仙西地区整備室） 市営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、低額所得の単身者や高齢者・障害者・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対し、低廉な家賃で賃貸等することにより居住の安定を確保することを目的として整備しています。 また、大阪府住宅供給公社住宅やUR賃貸住宅における家賃減額制度等の情報提供も行っていますが、全ての人が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保と、安定的な居住環境整備のためには、市営住宅以外の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を含む住宅ストック全体を有効に活用することが必要と考えます。 そのため、不動産事業者と連携した住まい探し相談会の実施や、令和7年に設立し本市も参画している堺市居住支援協議会においては居住支援の相談窓口が設置されるなど、関係機関と連携し居住支援の取組を進めています。 引き続き、本市の住宅ストック全体で、重層的な住宅セーフティネットの確保に取り組みます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 9 項（交通部交通政策課）

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、高齢者以外の市民の方を対象とする予定はありません。

昨今のバスの減便は、全国的に深刻化している運転士不足等を主な要因として発生しており、本市においても同様の影響を受けています。このため本市では、運転士等の担い手確保に向けて交通事業者と連携し、バス運転士に関する周知広報や企業団体への働きかけ等に取り組み、昨年度に引き続き、今年度もハローワーク、大阪府と連携した職業セミナーも実施しています。さらに、新たな支援として、今年度より府内初となる路線バス事業者を対象としたバス運転士の住居費支援に要する費用の一部を補助しています。また、利用者の減少等に伴い路線維持が困難なバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線については、運行費用の補助を行っています。あわせて、全ての人が利用しやすいノンステップバス等の導入支援なども実施しています。

本市としては、引き続き、公共交通を取り巻く状況の変化等を的確に捉え、交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に取り組めます。

番 号	陳情第43号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第20項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課） 本市では、自転車は原則車道通行であり歩道通行は例外であるという観点に基づいて、自転車の通行位置を示す青色の矢羽根型路面表示を車道の左端に設置するなど、自転車通行空間の整備を進めています。自転車通行空間整備の進捗状況については、「堺市自転車活用推進計画」に位置付けた自転車ネットワーク約250kmのうち、令和7年度末時点で約86kmが整備済みです。今後も自転車および歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。 自転車ヘルメットの着用率向上については、自転車ヘルメット着用の機運醸成が重要であることから区民まつりや交通安全教室等、様々な機会を捉えて継続して啓発を行っています。 また、令和8年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符制度）が導入されました。これにより、市民の交通ルール遵守の意識が高まっていることから、安全な自転車利用の推進に向けて、交通ルール遵守と自転車ヘルメット着用に関する啓発を一層強化しています。 自転車ヘルメットの購入支援としては、自転車教室等の講習参加者を対象に購入割引券を配布しており、申請等の手続き不要かつ上限金額無しで、ヘルメットの購入時に割引を受けることができます。			

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第21項（中央図書館総務課）			
教育委員会では、令和2年に新たな市立図書館のサービスのあり方についての大きな方向性を定めるものとして「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を定めました。また、当該基本指針に示す基本理念、サービスの基本方針、具体的方向性を実現するため、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方を示すものとして、令和7年12月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。 「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務等の全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域の図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の2つの機能に整理しました。 それぞれの機能がめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と世界遺産・大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めます。 また、図書館の管理運営手法については他都市の事例も研究し、持続可能で市民ニーズを踏まえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（総務部教育政策課、学校管理部学校給食課） 本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、令和 8 年度から小学校及び特別支援学校小学部全学年の学校給食費の恒久的な無償化を実施しています。 あわせて、令和 8 年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分について市が予算を確保して支援しています。 また、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和 8 年度については、中学校及び特別支援学校中学部全学年の学校給食費に関し、米飯等の食材費の高騰分を含めて無償化を実施しています。 一方で、中学校給食費無償化の恒久的実施については、多額の費用が継続的に必要となるため、国の動向を見極めた上で、持続可能な財政運営を堅持できることを前提として、他の施策とのバランスも考慮しつつ検討すべき課題であると認識しています。中学校給食費の抜本的な負担軽減については、小学校給食費における国の負担軽減の基準額と実際の食材費との乖離の解消とあわせて、国に対し引き続き要望します。 学校の長期休業期間中における昼食の確保に課題を抱える家庭への支援については、国から、学校施設等を含む身近な居場所の活用、食支援に関する既存施策の活用、関係部局や地域団体との連携、こどもや保護者への情報提供等の重要性が示されています。 教育委員会としては、関係部局等が実施する既存の支援制度や地域における取組について、必要な家庭に必要な情報が届くよう、関係部局と連携し、学校等を通じた情報提供に努めます。 第 2 3 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課） 本市における更なる少人数学級の実現に向けては、教員数及び教室数の確保等、解決すべき様々な課題があるものと認識しており、国における体制整備の方針を踏まえつつ、本市の実情に即した形で検討を進めます。			

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第24項（地域教育支援部放課後こども支援課） 放課後児童対策等事業は、本市の事業として、価格と技術提案を総合的に評価する総合評価一般競争入札により契約を締結し、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。 業務仕様書においては、業務の詳細のほか、業務従事者の配置等実施体制、緊急時の連絡体制、業務従事者に対する研修など児童の安全確保や健全な育成を目的とした詳細な事項を記載しています。 令和10年度の制度統一に当たっては、事業の安定的な運営や児童の育成支援が重要であると考えており、今後も、児童の最善の利益を最優先に、児童が安心して過ごし、充実した放課後を実感できる活動の実現をめざし取組を継続します。 第25項（学校教育部生徒指導課） 不登校児童生徒への支援については、児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているかを校内不登校対策委員会等で見極めたうえで、個々の状況に応じた支援を検討しています。その際には、スクールカウンセラーなどの専門家も参画する等、組織的かつ継続的な支援を行っています。 スクールカウンセラーについては、本年度、配置校を8校増加し、小学校39校、中学校全43校、高等学校全1校に配置するなど、相談体制の充実を図っています。 また、スペシャルサポートルーム（SSR）については、不登校児童生徒への支援に加え、不登校の兆候がみられる児童生徒への早期支援を目的として実施しており、本年度は学習支援等を行うSSR支援員を6学校群に試行的に配置しています。今後は、その検証結果を踏まえながら、全学校群への配置をめざし整備を進めます。 さらに、学校外の居場所である教育支援教室については、本年度から入室対象学年の拡充や指導員の増員を行うなど支援の充実を図りました。今後も利用状況や児童生徒のニーズを踏まえながら、教育支援教室をはじめとした多様な居場所の充実について検討し、不登校児童生徒への支援に努めます。			

番 号	陳情第43号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第26項（学校教育部教育課程課） 本市では令和3年度から全小中学校に、令和7年度から支援学校に、週2日勤務の学校司書を配置し、加えて学校図書館サポーターを回数配当しています。 学校司書等の配置については、各校の学校図書館活用計画や学校司書の意向等を踏まえています。また、勤務時間については、授業時間や休み時間等における開館を考慮して設定しています。学校図書館の効果的な活用に向け、引き続き、適切な配置に努めます。 学校司書は、図書資料の整備や児童生徒への読書支援等を行っており、児童生徒が本に親しむ機会の充実や読書活動の推進に寄与しているものと認識しています。また、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じて環境整備を進めています。			
第27項（学校教育部教育課程課、総務部総務課） 入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校園に対して指導しています。 また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。 現在、この方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。			
第28項（学校教育部教育課程課、中央図書館総務課） こどもたちの教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を各学校で編成したうえで行われています。 なお、教育委員会としては、こども向け「防衛白書」の送付及びこのことについての防衛省からの通知は受けていません。 本市図書館は、図書館法第2条に基づく公立図書館として、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために図書等必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供しています。 資料の収集は、「堺市立図書館資料収集管理方針」に基づき行っています。 収集にあたって、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するよう留意しています。			

番 号	陳情第44号	所管局	I C Tイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第1項（I C Tイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課、医療年金課） マイナンバー制度は、行政事務の効率化や国民の利便性の向上を図ると同時に、公平・公正な社会の実現を支える基盤として導入された制度です。 申請書等へのマイナンバーの記載は、手続によって法令で義務付けられている場合がありますが、記載がない場合でも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの活用などにより、本市がマイナンバーを確認するため、不利益な取扱いを受けることはありません。 マイナ保険証の利用登録は任意であり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、登録を解除することができます。 マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付しています。また、有効期限が切れる前に、新しい資格確認書を交付します。なお、後期高齢者医療制度については、国の事務連絡に基づき、マイナ保険証の利用登録をしている方にも、令和9年7月まで資格確認書を交付します。 マイナ保険証の利用登録を行わなくても従来どおり医療機関で受診していただくことができることは、引き続き広報紙や本市ホームページ等で周知を行います。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（人事部人事課）（財政局契約部調達課） 本市では、日本国憲法をはじめとする法令の理解を促進し、憲法に基づいた行政運営を推進するため、職員の職位や職務に応じて必要な知識・能力を体系的に習得できるよう職員研修や O J T を実施しています。今後も研修内容の充実に努めます。 また、本市が発注する委託業務の受注者に対しては、業務委託契約書に、日本国の法令を遵守するよう規定しており、引き続き、関係法令の遵守に努めます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（税務部税制課） 消費税におけるインボイス制度は、複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度であり、上記に係る制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。 第 4 項（税務部税制課） 消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的な安定財源とされており、国・地方が安定的に行政サービスを提供するための基幹的な税目となっています。地方公共団体にとっては、地方交付税の原資や、年金・少子化対策などの社会保障財源として、地方財政を支える貴重な財源となっています。 現行制度に関しては、行政サービスを提供するうえで必要なものと認識しておりますが、飲食料品にかかる消費税率の減税を含む制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。 第 5 項（契約部契約課、調達課）（上下水道局総務部理財・会計課） 公契約条例については、これまでも国の動向や他都市の状況を研究してきました。本市としては、最低賃金をはじめとする賃金・労働条件の基準等の整備については国の施策として実施されるべきものと考えており、公契約条例の制定については慎重に検討する必要があると認識しています。 なお、労働関係法令の遵守については、契約書において受注者が自ら遵守するだけでなく、下請負人等に対する啓発にも努めるべき旨を規定しているほか、大阪労働局等の関係機関と連携した周知・啓発にも取り組んでいます。また、労働関係法令等の業務に関する法令に違反した企業の入札参加については「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき厳正に対応するなどしており、本市が締結する契約に関し適正な労働環境及び適正な履行が確保されるよう引き続き取り組みます。 次に、本市では、入札参加有資格者名簿への登録について、業種ごとに事業者からの申請に基づき行っています。また、建設業法上、軽微な工事については建設業許可を要しないことから、各局が予定価格 4 0 0 万円以下の工事・修繕案件を発注する場合、建設業許可を登録要件とする建設工事に係る有資格者名簿からだけでなく、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定できることとしています。このため、「小規模工事希望者登録制度」のような制度を導入しなくとも、許認可の有無を問わず、市内中小企業に広く受注機会を確保するという趣旨は一定達成できているものと考えています。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（税務部税制課） 所得税法第 5 6 条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。 青色申告書を提出した場合は、所得税法第 5 7 条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。 上記に係る制度改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（長寿社会部国民健康保険課）			
令和 6 年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、財政剰余金や基金の繰入、法定外繰入、減免制度の拡充など、本市独自で負担軽減策を講じることはできません。また、保険料完全統一後、市町村独自の保険料率抑制を目的とした基金繰入や法定外繰入は行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れを認めない」こととされています。また、保険料軽減の代替施策として現金給付を行うことについては、「保険事故が伴わない給付については、制度上不適切である」との見解が国から示されており、給付を行うことは考えていません。 なお、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 保険者努力支援制度については、保険者としての取組が適正に反映されるような評価指標とするよう、国に要望を行っています。 未就学児の均等割軽減についても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しており、令和 9 年度から高校生世代まで軽減対象が拡充されることになりました。 子ども・子育て支援納付金は、子ども・子育て支援施策に係る財源の一部に充てるため、国民健康保険を含むすべての医療保険者が新たに子ども・子育て支援納付金分を被保険者から徴収し、国に納付することとなっていますので、御理解をお願いします。今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。 保険料減免は、申請時点で納期が到来していない保険料が対象であるため、申請時から遡ることはできません。ただし、単身世帯の入院中に保険料が口座振替された等、やむを得ない事情があると認められる場合は、遡って減免適用及び還付を行っています。引き続き、制度については本市ホームページやしおり等で周知を行います。また、保険料減免は府内統一の基準で実施していますが、必要書類や申請手続を分かりやすく説明し、申請に係る負担を減らすよう努めます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 8 項（長寿社会部国民健康保険課）

傷病手当金や出産手当金の常設については、国民健康保険には多様な就業形態の被保険者が加入していることや、育児休業給付金・介護休業給付金は雇用保険を財源としていることから、被保険者間の公平性や財源の確保等、様々な課題があると認識しています。

国民健康保険に同様の制度はありませんが、令和 5 年 1 月から、産前産後期間の国民健康保険料の軽減制度が開始され、出産前後の一定期間の保険料を免除しています。

第 9 項（長寿社会部国民健康保険課）

国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。

なお、滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、国税徴収法の規定に基づき慎重に対応しています。

延滞金については、事業の廃止や失業など、一定の要件に該当し納付が困難であると認められる場合には、申請により免除が受けられる場合があります。納付期限までに納付した他の納付義務者と公平を図るため、免除措置の拡充は考えていません。

納付が困難な事情がある場合は、できるだけ早期に相談いただくよう、通知の同封ちらしや本市ホームページ、パンフレットで周知しており、滞納相談では、詳細に聞き取りを行い、適用可能な軽減制度・減免制度の確認や、分割納付などの提案、また、生活困窮世帯に対しては、必要に応じ福祉制度や相談窓口の案内を行っています。

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（長寿社会部国民健康保険課） 市町村における国民健康保険運営協議会の委員の構成については、国民健康保険法施行令第 3 条第 3 項に「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する」旨が定められており、また第 4 項に「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。」とされていることから、堺市国民健康保険条例第 2 条において、委員の定数を「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」、「公益を代表する委員」を 6 人ずつ、「被用者保険等保険者を代表する委員」を 2 人と規定しています。 このうち、「被保険者を代表する委員」については、地域住民の健康・福祉を支え、地域に根差した活動を行っている堺市自治連合協議会や堺市社会福祉協議会などの各団体から推薦を受けた被保険者を構成員としており、被保険者が当協議会において意見を述べる機会を設けています。 国保逃れについては、健康保険等の被保険者資格の取扱いに関することであるため、本市に調査や審査、指導の権限はありません。なお、令和 8 年 3 月 1 8 日付けの厚生労働省通知「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」が健康保険の保険者、日本年金機構あてに発出され、法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いの明確化が図られています。			

番 号	陳情第44号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第11項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課）（建築都市局住宅部住宅施策推進課）			
堺市では、製造業を含む市内中小企業等の省エネルギー化のため、省エネルギー診断の実施や省エネルギー設備への更新費用の一部を補助することで、技術的・経済的に支援しています。また、再生可能エネルギーの利用促進のため、太陽光発電設備の導入費用の一部を補助するほか、工場等での再生可能エネルギー由来の電力導入を支援する事業所向け再エネ電力利用促進事業に取り組んでいます。今年度は補助金予算額を拡充するほか、太陽光発電設備に係る補助要件を見直す等、中小企業等の取組を更に後押しすることにより、脱炭素経営の推進やエネルギーコストの抑制に取り組んでいます。なお、大阪府でも同様の補助制度があり、堺市補助金との併用が可能です。 また、戸建住宅の断熱化に関しては、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に取り組んでいます。省エネルギー技術の普及状況や再生可能エネルギーの導入状況等を踏まえて適宜支援制度の見直しを行っており、引き続き断熱改修を含む省エネルギー化等の効果的な支援制度について検討します。 なお、公営住宅である市営住宅については国庫補助金も活用しながら、国の基準に基づく断熱性能を確保するなど省エネルギー化に配慮し、整備を進めています。			

番 号	陳情第44号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第12項（産業戦略部産業成長推進課、地域産業創造課） 本市では、ものづくり補助金に類似するものとして、「堺市新事業チャレンジ支援補助金」により、小規模事業者を含めた中小企業者の製品又は技術の高付加価値化及び新分野への進出の円滑化等の支援を行っています。なお、本補助金では、採択した補助事業を滞りなく実施していただく観点から、申請者の財務状況を審査するため、個人事業者に所得税青色申告決算書の写しの提出を求めています。 また、商店、店舗、工場のリニューアルの相談があった場合、経営改善の観点も踏まえ堺商工会議所の経営相談窓口で対応することに加え、（公財）堺市産業振興センターと連携し専門家派遣等を行っています。リニューアルに関する助成制度については、国の小規模事業者持続化補助金のほか、事業承継に併せたリニューアルを行う場合は事業承継・M&A補助金を案内しています。 加えて、中東危機や（株）全東信倒産により影響を受けた事業者に対しては、堺市産業振興センターに相談窓口を設置し、資金繰りや経営に関する相談を受け付けるほか、令和8年9月より中東情勢や原油価格高騰の影響を受ける市内中小企業者が、「堺市経営安定特別資金融資」を利用する場合、保証料を市が全額補助します。 また、補助金交付までの資金繰りを支援する「堺市中小企業活力強化資金融資【生産性向上（補助金活用）支援枠】（無担保）」のほかに、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、本市独自の無担保融資として、大阪信用保証協会が保証する「堺市中小企業振興資金融資（市町村連携型）」と「堺市中小企業設備投資応援資金融資（市町村連携型）」を用意し、担保の拋出が難しい方でも利用しやすい融資を提供しています。 上記施策のほか、本市では令和8年3月に策定した「堺市基本計画2030」や「堺産業戦略（第2期）」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保・育成の支援など中小・小規模企業に対する各種施策も臨機応変に展開しています。 今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（産業戦略部地域産業創造課）（消防局予防部予防査察課） 大型商業施設の出店に際しては、売場面積が 1 0 0 0 m²を超える小売店舗の立地に関する大規模小売店舗立地法に基づく届出において、地元商店街や地域コミュニティとの連携・協力等の地域貢献活動に関する報告を求めるほか、住民等に対し店舗の立地や運営方法等に関する説明会を開催して地域の意見を聞く機会を設けています。 また、地域の商店街・中小商店の経営継続に配慮した住民中心のルールについては、地域と連動した商店街振興を図ることを目的に創設した商店街ビジョン策定支援事業補助金により、商店街自らが関係する様々な主体を巻き込みながら、立地特性や商業環境等、抱える課題を十分に踏まえた上で持続可能な商店街の発展に寄与するビジョンとなるよう、伴走支援を行います。 また、商業施設における安全管理については、消防法令では、多くの方が利用される施設等の事業者に対し、防火管理者の選任及び消防計画の作成が義務付けられています。消防計画には、火気の取扱いに関する事項のほか、火災発生時における初期消火、1 1 9 番通報、避難誘導及びそれらに関する訓練の実施について定める必要があります。 さらに、ショッピングモール等の大規模な商業施設では、防火管理者に加えて、防災管理者の選任や自衛消防組織の設置が義務付けられており、地震等の火災以外の災害にも対応できる体制を整える必要があります。また、これらの災害を想定し、消防計画に基づき、消火、通報、避難誘導等の訓練の実施も義務付けられています。 消防局では、これらの施設に対し定期的に立入検査を実施し、防火管理者及び防災管理者の選任状況、消防計画の作成・届出状況、消防訓練の実施状況、消防用設備や火気使用設備、避難経路の維持管理状況等を確認し、不備事項が認められた場合には必要な指導を行うなど、施設の安全確保に努めています。 今後とも、商店街の活性化及び商業施設の安全確保に向けた取組を推進してまいります。 第 1 4 項（産業戦略部産業成長推進課） 本市では、四半期ごとにアンケート方式により「地域産業経営動向調査」を実施しており、様々な業種の市内事業者から回答を得ることで、市内事業者の業況等を把握する基礎資料として活用しています。 悉皆調査はより多くのデータを得ることができますが、多大な時間と費用を要することから、実施には課題があると考えています。こうした中で、本市では「地域産業経営動向調査」に加え、堺市産業振興センターにおける金融・経営相談や訪問相談及び堺商工会議所における調査等を踏まえながら市内事業者の実態把握に努めています。 今後とも各種調査や相談対応等を通じて把握した事業者ニーズや業況を踏まえ、産業振興施策の構築及び推進に努めます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（住宅部住宅施策推進課、開発調整部建築防災推進課）（泉北ニューデザイン推進室事業推進担当）			
本市では、安全な住環境確保のための耐震診断や耐震・防災改修工事の補助制度、空き家活用と定住促進のための空き家の購入費用の補助制度、泉北ニュータウンにおいては、不動産事業者等とのサブリース契約による若年層・子育て世代の移住促進等のためのリフォーム経費の補助制度など、各目的に応じた補助制度を実施しています。 また、空き家の補助制度については、令和 8 年度からは旧耐震基準の空き家を購入し除却して建て替えた場合も対象とし、より空き家の活用を進めるため、申請者が利用しやすいよう制度を拡充しています。 加えて、国のリフォーム補助制度やリフォームに関する相談窓口に関する情報提供を行うことで、引き続き、リフォーム・リノベーションの促進に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（都市計画部都市計画課、都市整備部拠点整備課、都心未来創造課）（政策局政策企画部共創連携課）（上下水道局経営企画室） 都市計画マスタープランでは、めざすべき都市像として「住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市」を掲げています。 この都市像の実現に向け、本市の中心的な拠点である都心をはじめ、中百舌鳥などの都市拠点や津久野などの駅前拠点において、市民、事業者、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担いながら、取組の方向性を共有し、拠点整備を進めています。 都心に位置する瓦町公園周辺では、地権者による地域活性化に向けた機運の高まりを背景に、市街地再開発を想定した検討が行われています。また、中百舌鳥では産学官によるイノベーション創出拠点の形成に向けた機運醸成や市による地域への情報発信を行っています。さらに、津久野では、駅前に立地する老朽化したUR市街地住宅の更新や駅東西の往来環境の改善などの課題解決に向け、地域において機運醸成の取組が進められています。 本市は、これらの取組に対し、地域活動への支援や関係機関との協議・調整を行っており、今後も市民・事業者・行政の連携・協力のもと、将来像の実現に向けた取組を進めます。 なお、堺まちづくり株式会社は、都心（中心市街地）の活性化に向け、従来の公共・民間の枠組みを超えた「新しい公共」の役割を担う法人であり、特色ある複数の商店街や歴史ある企業、地域住民など、多様な主体の橋渡しや地域の声の集約を行い、民間主導による地域課題の解決や地域資源の活用を促進しています。 PPP／PFI方式は、人口減少や公共施設の老朽化といった社会課題に対応するため、多様なノウハウや技術力を有する民間事業者と連携し、質の高い行政サービスを効率的かつ持続的に提供する手法です。国のガイドラインでは、想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、行政と民間事業者のリスク分担を協定等で取り決めることとされています。 上下水道事業は、市民生活や企業活動を支える公共インフラであり、安全性、安定性及び公共性の確保が重要であると認識しています。 一方で、人口減少による収益減少と、施設の老朽化等に伴う更新費用の増加など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり安定的にサービスを提供するためには、公益性・公共性を確保した上で民間事業者の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。 なお、民間事業者による業務履行においても、民間事業者に対する監督や事業のモニタリングを実施し、本市が責任をもって適正に管理することで、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる市民サービスの向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（学校管理部学務課） 就学援助については、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる、いわゆる準要保護者に対する国庫補助制度が平成 1 7 年度に廃止された後においても、援助内容の継続性を図る観点から、現行の認定基準及び支給額により制度運用を行っています。 義務教育の円滑な実施のため、引き続き国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	市民人権局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 項（市民生活部区政推進課）（堺区役所企画総務課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所企画総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課） 令和 6 年度に南区役所に、令和 7 年 7 月に南区役所以外の区役所にタブレット端末を設置し、「UD トーク」等のアプリケーションを導入しています。音声を自動で文字起こしする機能を生かし、聴覚障害者のある方をはじめ、コミュニケーションに配慮が必要な方への窓口対応において、筆談の代替手段として利用するなど、円滑なコミュニケーションを図るツールとして活用しています。 また、本市では、各区役所に聴覚障害者相談員を配置し、きこえない方やきこえにくい方からの相談対応や、必要な情報提供を行っています。 遠隔手話通訳等については、区役所におけるタブレット端末の活用状況や他自治体の取組も踏まえ、必要な情報保障やコミュニケーション支援の充実に取り組みます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 項（障害福祉部障害施策推進課） 「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市では「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」及び同条例に基づく施策の推進方針に沿って、手話の普及啓発に取り組んできました。 この 1 年間の主な取組として、市民向け手話講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により導入していた事前申込制を見直し、より気軽に手話を学ぶことができる講座として、申込不要の自由参加方式へ変更しました。これにより、より多くの市民が手話に触れる機会の創出につながったものと考えています。 また、手話動画による普及啓発に継続して取り組むほか、東京 2 0 2 5 デフリンピックの開催に合わせた応援イベントを実施し、聴覚障害や手話に対する理解促進と機運醸成を行いました。さらに、毎年 9 月 2 3 日の手話の日に合わせ、貴協会の協力のもと、手話の日セミナー及びブルーライトアップを実施するなど、手話の普及啓発を進めています。 今後も、市民向け手話講座、手話動画による啓発、手話の日に合わせた取組等を継続し、関係団体の御意見を伺いながら、手話に対する理解促進や普及啓発に取り組むなど、施策の充実に努めます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第3項（障害福祉部障害施策推進課） 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の制定から、まもなく10年を迎えます。本市では、同条例の理念に基づき、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段の利用促進に取り組んできました。 これまで、手話をはじめとする障害のある方のコミュニケーション手段について、本市職員の理解を深めるため、動画を活用した研修を行ってきました。また、市民と接する機会の多い窓口職員を対象とした手話研修も実施し、合理的配慮の提供やコミュニケーション支援に関する理解促進を図ってきました。 市民への普及啓発については、市民向け手話講座の開催や手話の日セミナー・ブルーライトアップの実施をはじめ、手話に親しむ機会の提供に取り組んでいます。また、堺市手話言語・コミュニケーション条例普及イベントを開催し、同条例の概要説明や、副音声や字幕を付したバリアフリー映画の上映等を通じて、障害の有無にかかわらず参加できる機会の創出に努め、さらに、広報さかいの巻頭特集において同条例を掲載するなど、市民への周知啓発に努めてきました。 一方で、研修の受講により本市職員の手話や障害への理解は進んでいるものの、実際の手話の習得や継続的な活用につなげることについては課題があると認識しています。また、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段に対する市民理解を更に広げる必要があると考えています。 今後も、職員研修、市民向け手話講座、手話の日に合わせた啓発事業等を継続し、関係団体の御意見も伺いながら、手話への理解促進や障害のある方のコミュニケーション支援の充実に取り組みます。			

番 号	陳情第45号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第4項（障害福祉部障害施策推進課）

本市では、「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に基づき、手話への理解促進や普及啓発に取り組んでいます。

これまで、本市職員を対象とした障害理解研修や窓口職員向けの手話研修を実施し、聴覚障害のある方への理解や窓口対応におけるコミュニケーション支援の向上に努めてきました。また、市民向け手話講座や手話の日セミナーの実施等を通じて、手話の普及にも取り組んでいます。

一方で、手話は一つの言語であり、日常的に手話で円滑な会話を行うためには、継続的な学習や実践の機会が必要です。そのため、研修の受講のみで、職員が日常的に手話で会話を行える水準に達することは容易ではないものと認識しています。

こうしたことから、本市では職員に対する理解促進や基礎的な手話研修に加え、聴覚障害者相談員の配置、登録手話通訳者派遣制度の活用、筆談やICT機器の活用等、多様なコミュニケーション手段を組み合わせることで、聴覚障害のある方が円滑に行政サービスを利用できる環境整備を進めています。

今後も、職員研修等を通じた手話への理解促進に取り組み、聴覚障害のある方が安心して行政サービスを利用できるようコミュニケーション支援の充実に努めます。

第5項（障害福祉部障害施策推進課、障害福祉サービス課）

盲ろう者の方が安心して社会参加できるためには、適切な情報保障やコミュニケーション支援が重要であると認識しています。

本市では、盲ろう者通訳・介助者派遣事業について、大阪府、大阪市及び府内中核市との共同実施事業として実施しており、公的機関での手続、医療機関への受診、日常生活上必要な外出や居宅内での情報提供等、様々な場面において御利用いただいています。また、盲ろう者の方が緊急に病院へ搬送された場合には、当該事業に加え、状況に応じて各区聴覚障害者相談員による支援や重度障害者入院時コミュニケーション支援事業等の活用により、必要な支援が受けられるよう対応しています。

一方で、盲ろう者通訳・介助者派遣事業は大阪府等との共同実施事業として実施していることから、本市のみで制度内容を変更することは困難ですが、共同実施団体の動向を注視しながら、既存制度の活用により、盲ろう者の方に必要な情報保障やコミュニケーション支援が行われるよう努めます。

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 6 項（障害福祉部障害施策推進課） 本市では、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業として、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施しており、官公庁での手続、医療機関への受診、各種相談、教育、地域活動、文化活動等の幅広い場面で御利用いただいています。また、公益法人や特定非営利活動法人その他営利を目的としない団体等が主催する講演会や行事等に対しても、一定の要件のもと意思疎通支援者を派遣しています。 一方で、意思疎通支援事業は、限られた支援資源を有効に活用し、必要な方に適切な支援が行き渡るよう、派遣対象や利用要件を定めて実施しています。また、団体等への派遣については、事業実施要綱に基づき、原則として主催団体に派遣費用を御負担いただいています。すべての利用について自由かつ無料で利用できる制度とすることは困難であると考えています。 今後も、きこえない方やきこえにくい方が必要な場面で円滑にコミュニケーション支援を受けられるよう、意思疎通支援事業の適切な運用に努めます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 7 項（障害福祉部障害施策推進課、健康部健康医療政策課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課）（消防局総務部人事課） 「手話に関する施策の推進に関する法律」及び「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の趣旨を踏まえ、手話への理解促進と普及啓発に取り組むことは重要であると認識しています。 本市では、職員を対象とした障害理解研修や窓口職員向け手話研修を実施しており、あわせて、市民向け手話講座を開催し、手話に触れ学ぶ機会の充実に努めています。また、手話の日セミナーや手話動画の配信等を通じて、市民への普及啓発を進めています。 堺市立学校においては、児童生徒が障害のある方を取りまく課題について理解を深めるため、障害のある方との交流やキャップハンディ体験を行うなど、体験的な活動を取り入れた障害者理解教育に取り組んでいます。また、児童生徒に対する手話学習やコミュニケーション手段に関する学習会等を充実させるため、学校が外部講師を招く場合に謝礼金の支援を行っています。 また、今後、堺市立総合医療センターに対し本市主催の研修を周知するなど手話の普及に努めます。 消防局では、聴覚障害者をはじめとする多様な方との円滑なコミュニケーションの確保に取り組んでいます。令和 6 年度には、貴協会の御協力のもと、各所属を巡回する形でデフ・コミュニケーション研修を実施し、消防局職員の半数以上が受講しました。令和 7 年度においても、救急ワークステーションで 2 回、消防局として 1 回の研修を実施し、職員の聴覚障害に対する理解促進とコミュニケーション能力の向上のための機会を設けています。なお、手話を含むコミュニケーション能力の向上に向けては、貴協会の御協力が得られる場合には、デフ・コミュニケーション研修を継続して実施したいと考えています。また、独自に研修内容を企画・実施するなど、より持続可能な職員研修の充実に取り組みます。 今後も、病院、消防署、学校を含む関係機関において各種研修や普及啓発の取組を通じて、手話への理解促進と普及に努めます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 8 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課）

聴覚障害のある方やろう重複障害のある方が安心して障害福祉サービスや介護サービスを利用するためには、支援者が障害特性を理解し、本人に応じた適切なコミュニケーションを図ることが重要であると認識しています。

本市では、市内在住・在勤・在学の方を対象とした市民向け手話講座を実施しており、手話への理解促進や普及啓発に取り組んでいます。また、健康福祉プラザホームページや機関誌への掲載に加え、障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、関係団体等への情報提供を行うなど、市民向け手話講座の周知に努めています。

障害福祉サービス及び介護福祉サービス従事者を対象とした実践的な研修については、支援現場における聴覚障害やろう重複障害への理解を深める上で有意義であると考えていますが、研修内容、対象者、実施方法、講師の確保等について現時点では困難です。

今後も、障害福祉及び介護福祉従事者を含め、より多くの方に市民向け手話講座を受講していただけるよう周知を図り、聴覚障害やろう重複障害に対する理解や手話の習得につながるよう取り組みます。

第 9 項（障害福祉部障害施策推進課）

きこえない方やきこえにくい方が、医療、介護及び福祉サービスを安心して利用するためには、従事者が聴覚障害に対する理解を深め、適切なコミュニケーションを行うことが重要であると認識しています。本市では、障害理解の促進に向け、市民向け手話講座や手話の日セミナー等を通じて、手話や障害特性に関する理解啓発に取り組んでいます。また、堺市障害者団体社会参加促進事業補助金交付要綱の運用において、一般市民等を対象とする障害理解研修や啓発活動についても補助対象としています。

今後も、関係団体等が実施する研修や啓発活動に対する支援を通じて、医療、介護及び福祉従事者の聴覚障害に対する理解の促進に努めます。

第 1 0 項（障害福祉部障害施策推進課）

きこえない方やきこえにくい方が安心して医療を受けるためには、適切な情報保障やコミュニケーション支援が重要であると認識しています。

一方で、市内の総合病院の多くは民間事業者が運営しており、手話通訳者の配置や人員体制について、本市が直接指導する立場にはありません。

しかし、「障害者差別解消法」や「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の趣旨を踏まえ、医療機関において、きこえない方やきこえにくい方が必要な医療を安心して受けられるよう、合理的配慮の提供や情報保障に関する理解が図られることは重要であると認識しています。

今後も、関係部局と連携しながら、医療機関における合理的配慮の提供や情報保障の必要性、意思疎通支援事業の活用等について、必要な情報提供に努めます。

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 1 項（障害福祉部障害施策推進課） 登録手話通訳者の皆様には、日頃から意思疎通支援事業に御協力いただいております。継続的な活動のためには、健康管理が重要であると認識しています。 本市では、頸肩腕障害の予防を目的とした研修会や頸肩腕障害特殊検診を継続して実施しています。また、必要に応じて個別面談を実施し、心理面でのサポートにも取り組むなど、登録手話通訳者及び登録要約筆記者の健康管理に努めています。 一方で、検診会場までの交通費については、現在、受診者の負担としており、交通費助成については、他の事業との均衡や費用負担のあり方等を踏まえる必要があり、現時点では困難と考えています。 今後も、登録手話通訳者及び登録要約筆記者が安心して活動できるよう、引き続き健康管理や活動支援に努めます。			
第 1 2 項（保健所感染症対策課） 新型コロナワクチン予防接種については、予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とする B 類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として 6 5 歳以上の方を対象に接種費用の一部を御負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないように自己負担金を免除しています。 本市としては、予防接種法に基づく定期接種を優先的に実施しており、限られた財源の中で予防接種事業を運営していることから、現時点では、定期接種の対象者以外の方に対する助成の予定はありません。			
第 1 3 項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課） 本市では、大規模災害時に指定避難所を校区自主防災組織、施設管理者、行政職員及び避難者（住民）等が協力して開設・運営するための基本的な考え方をまとめた「避難所運営マニュアル」を作成し、きこえない人・きこえにくい人への対応について明記しています。同マニュアルでは、指定避難所内の情報については音声による伝達に加え、掲示物やビラ等による文字情報の提供を行うなど、きこえない人・きこえにくい人にも必要な情報が確実に伝わるよう配慮することとしています。 また、指定避難所での生活が困難な方については、福祉避難所への避難を行うことができるよう保健師等により調整することとしています。今後も、きこえない人・きこえにくい人が必要な情報を確実に受け取ることができるよう、避難所における情報保障や支援体制の充実に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 4 項（障害福祉部障害施策推進課） 聴覚障害のある方が円滑に相談予約や各種相談を行うことができる環境の整備は重要であると認識しています。 本市では、各区に聴覚障害者専用メールアドレスを設置し、聴覚障害者相談員との連絡手段として活用しています。また、利用に当たっては、各区の聴覚障害者相談員が使用方法を説明し、利用者との連絡体制を整えています。 一方で、ビデオ通話による予約については、情報セキュリティの確保等の課題があると考えています。 本市としても、聴覚障害のある方の利便性向上は重要であると認識しており、他自治体の取組も参考にしながら、ビデオ通話の活用も含め、相談員との連絡手段や相談体制の充実に向けて、必要な課題整理を進めています。 引き続き、利用しやすい相談体制の確保に向けて取り組みます。			
第 1 5 項（障害福祉部障害施策推進課） 登録手話通訳者及び登録要約筆記者の皆様には、日頃から聴覚障害者等の意思疎通支援に御協力いただいております。継続的な活動のためには環境整備が重要であると認識しています。 本市では、意思疎通支援者の処遇改善を図るため、令和 8 年度から派遣報酬の見直しを行い、1 時間当たりの報酬額を引き上げました。また、活動場所への移動に要する交通費についても別途支給しています。 派遣調整に当たっては、可能な限り依頼場所に近い登録者を派遣するよう努めていますが、派遣依頼の内容や登録者の活動状況等により、遠方への派遣となる場合があることは認識しています。 一方で、移動時間を派遣報酬の対象とすることについては、他自治体の実施状況、他の派遣報酬制度との均衡等を踏まえる必要があることから、直ちに制度化することは困難であると考えています。 今後も意思疎通支援者の活動実態や御意見を伺いながら、活動しやすい環境整備に努めます。			

番 号	陳情第45号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第16項（学校教育部教育課程課、支援教育課、人権教育課） 本市では、聴覚障害のある児童生徒の学習環境の充実と、手話を含む多様なコミュニケーション手段の理解促進に取り組んでおり、各学校では、実態に応じて、道徳科や総合的な学習の時間、特別活動等を活用して、障害理解教育の一環として手話やろう文化に関する学習を取り扱っています。 聴覚障害のある児童生徒への言語指導については、手話、指文字、読話、ロジャーマイク等を活用し、必要に応じて大阪府立堺聴覚支援学校の通級指導教室を利用して自立活動に関する専門的な支援を受けることが可能であり、また、大阪府立支援学校センター的機能を活用して児童生徒や教職員のニーズに応じた指導支援や助言も受けられる体制を整えています。 今後も視覚・聴覚障害者センター等と連携しながら、学校における手話学習の充実やコミュニケーション手段に関する学習会等の開催を支援し、児童生徒の多様なニーズに応じた支援体制の充実に努めます。			

番 号	陳情第 4 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	加齢性難聴者への支援について		
(長寿社会部長寿支援課) 加齢性難聴は誰にでも起こり得る加齢に伴う身体機能の低下に起因するもので、全国共通の課題であることから、本市としては、国による全国一律の公的補助制度の創設が望ましいと考えており、以前から政令指定都市共同で国へ要望しています。 なお、本市では、高齢者が自身の聴力の変化に早期に気づき、医療機関の受診を含めた適切な対応につながるよう、関係機関と連携して加齢性難聴に関する啓発に取り組んでいます。			

番 号	陳情第47号	所管局	健康福祉局
件 名	HPVワクチンについて		
第1項（保健所感染症対策課） HPVワクチンのリスクに関する情報について、厚生労働省等が公表している科学的知見に基づいた情報のほか、国内及び本市の副反応疑い報告件数、予防接種健康被害救済制度の申請件数等を本市ホームページ等で提供しています。 また、実施医療機関においても接種希望者に対し、各ワクチンの説明書等を用いて効果や副反応等について丁寧に説明するよう協力を求めています。今後も市民の方にワクチンの効果とリスクの双方について正しい情報が伝わるよう努めます。 第2項（保健所感染症対策課） 現在掲載しているHPVワクチンの動画は、産婦人科の専門医の御協力により作成したもので、高校生向けに生理のしくみや子宮頸がんの現状、ワクチンの効能や効果、副反応について厚生労働省の資料等を基に、分かりやすくまとめられているため、引き続き活用したいと考えています。 また、情報更新の必要があれば、関係者と協議の上、更新を行い正確な情報の提供に努めます。 第3項（保健所感染症対策課） 予防接種後副反応疑い報告は、安全性の評価及び適切な情報提供を行う上で極めて重要であると認識しています。 予防接種法等に基づき、実施医療機関には必要な報告を行うよう求めており、国においても関係通知の発出等により周知・徹底が図られています。 予防接種後副反応疑い報告は適切に実施されることが重要であることから、今後も実施医療機関に対して制度の周知及び理解の促進に努めます。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	歯科健診について		

第 1 項（健康部健康推進課）

市民が生涯において質の高い生活を送るためには、歯科口腔健康管理の継続が重要であると考えています。特に歯周病は、全身疾患との関連が報告されており、早期発見・早期治療が重要です。そのため、保健センターでの健康教育や保健指導等に加え、かかりつけ歯科医による定期的な歯科検診の重要性について啓発に取り組んでいます。

健康増進法に基づく健康増進事業実施要領では、歯周病検診の対象年齢を 2 0 歳から 7 0 歳までの 1 0 歳刻みとしていますが、本市の成人歯科検診においては、対象を 2 0、2 5、3 0、3 5、4 0、5 0、6 0、7 0、7 1～7 4 歳、及び 7 5 歳以上の生活保護を受給する方、又は中国残留邦人等に対する支給給付を受けている世帯に属する方に拡充して実施しています。

自己負担については、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定していますが、生活保護を受給する方や中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯に属する方、市民税非課税世帯に属する方については無料としていますので、併せて御理解をお願いいたします。

第 2 項（健康部健康推進課）

成人歯科検診の対象の内、7 1～7 4 歳、7 5 歳以上の生活保護を受給する方又は中国残留邦人等に対する支給給付を受けている世帯に属する方については、歯周病に加えて、口腔機能低下に関する検査項目を設けて実施しています。

徐々に口腔機能が低下しやすくなる 5 0 歳以降の年齢層については、保健センターでの健康教育等で、口腔機能の大切さや維持・向上についての啓発を実施しています。今後も様々な機会をとらえて、口腔機能についての啓発を行います。

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	こども青少年局
件 名	歯科健診について		
第3項（こども青少年育成部こども育成課） 本市では、妊娠届出時に全数面接で妊娠中の歯科検診への受診勧奨を行っています。定期的な検診受診の習慣がない方へは、妊婦教室開催時の妊婦歯科相談や成人の歯科相談を案内し、歯と口の健康と全身の健康管理の助言や、かかりつけ歯科医での定期的な検診受診についても啓発しています。妊娠中の歯科検診受診率は増加傾向であり、今後もより多くの妊婦が、検診受診するよう啓発に注力します。			

番 号	陳情第 4 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルス等ワクチンについて		
(保健所感染症対策課) 新型コロナウイルスワクチン予防接種については、予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、65歳以上の方等を対象に実施しています。実施に際しては、実施医療機関に対して接種希望者へワクチンの説明書等を用いて効果や副反応等について丁寧に説明するよう協力を求めています。 また、今後も引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害救済制度に関する情報は本市ホームページに掲載し周知します。 海外ではmRNA技術を用いたインフルエンザワクチンの開発及び使用承認・臨床試験実施の動きがありますが、現時点では定期接種に使用するワクチンに位置付けられていません。 また、今秋に実施する高齢者等を対象としたインフルエンザ予防接種に使用するワクチンは、例年どおり不活化ワクチンを予定しています。 なお、定期接種に使用するワクチンの種類については、国が科学的知見等を踏まえて判断し定めるものであり、本市において判断するものではありません。			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第1項（障害福祉部障害支援課） 本施設の運営については、「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」に基づき、指定管理者制度を導入しており、指定管理者は5年ごとに選定しています。 現在の指定期間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）においては、北こどもリハビリテーションセンターは公募、南こどもリハビリテーションセンターは非公募により選定を行い、議会の議決を経て、いずれも堺市社会福祉事業団を指定管理者として指定しています。 次期指定管理者の選定については、条例の規定どおり公募を前提としていますが、現在の運営状況等を踏まえて、その選定のためのスケジュールや引継ぎの方法等を具体的に検討します。 第2項（障害福祉部障害支援課） 職員配置については、指定管理者に対して国基準を基にした適正な職員配置を義務づけて実施しています。 また、それぞれの場面やこどもの状況等に応じて応援体制をとるなど、療育の質の確保に努めています。 今後も指定管理者と状況を共有し、より良い支援体制について検討します。 第3項（障害福祉部障害支援課） くまクラスの単独通園においては、医療的なケアが必要なこどもや、姿勢保持が必要なこどもに応じて、看護師やセラピストを配置しています。食事等の提供時に、クラス担任のみならず、こどもの状況に応じて様々な専門職が応援体制をとるなど、指定管理者において適切な支援体制を確保しています。 第4項（障害福祉部障害支援課） 現在、児童発達支援センターでは南北合わせて14名のセラピストを配置し、医師の判断のもと、こどもの状態に合わせたリハビリを実施しています。卒退園後についても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリを継続しています。 リハビリの実施については、これまで以上にその機会を提供できるよう目標を掲げて取り組みます。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 5 項（障害福祉部障害支援課） 通園バスについては安全を最優先に、園児とその保護者にできる限り負担がかからないよう毎年送迎ルート等の見直しを行っており、今後も指定管理者とともに、利用者の利便性に配慮した送迎ルートを検討します。 現行は看護師やセラピスト、担任等が必要に応じて添乗し、安全な姿勢を確保するなどの運用を行っています。福祉車両の導入の必要性については指定管理者と引き続き協議します。 第 6 項（障害福祉部障害支援課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課） 児童発達支援センターに通所する児童については、4 歳児頃から就学相談に関する情報提供を行い、保護者が見通しを持って進路を検討できるよう支援しています。 また、地域の小学校への就学を希望する場合には、学校見学や体験の機会を活用し、保護者が安心して相談できるよう、必要な情報の共有等を行っています。 就学相談は、地域の小学校を窓口として実施しています。今後も、すべての小学校において適切かつ円滑に相談を進めることができるよう、教育委員会事務局と各小学校が連携し、相談対応の共通理解を図り、引き続き本市ホームページ等を通じて就学相談に関する情報の周知に努めます。 第 7 項（障害福祉部障害支援課） 堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修については、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めており、令和 7 年度から令和 8 年にかけては昇降機の修繕工事を実施します。 同センターの設備改修については、指定管理者と状況を共有し、今後も必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めます。 第 8 項（障害福祉部障害支援課） 児童発達支援の基準等に基づき運営しており、必要な療育時間を確保しています。一方で、療育時間の延長を求めるニーズがあることは認識しています。 今年度は利用者ニーズの把握に努め、今後の検討に向けて、希望する一部の利用者を対象に 1 日単位で療育時間の延長を体験いただく取組を試行的に実施し、延長療育の必要性について、運営面や人員体制等も踏まえながら指定管理者と協議します。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 9 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）（こども青少年局こども青少年育成部こども育成課、子育て支援部幼保支援課） 障害児及びその保護者が適切な支援を受けられるよう、障害児相談支援事業所等の人材確保は重要な課題であると認識しています。 また、就学前の支援においては、障害児相談支援事業所だけでなく、こども園等の就学前施設、児童発達支援事業所、保健師、巡回相談員等の関係機関が連携しながら、保育と療育の充実や保護者への継続的な支援につなげることが重要であると考えています。 今後も、関係機関との連携体制の充実を図り、障害児及びその保護者に対する途切れのない支援に努めます。			
第 1 0 項（障害福祉部障害施策推進課、障害福祉サービス課） 放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、国制度において医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児等のより専門的な支援が必要な障害児への支援の充実が進められており、本市も応分の費用負担をしています。 また、障害福祉サービスを提供する事業所において、I C Tの活用としてテレワークによる管理業務が可能であることや、各種様式の標準様式化が進められ、事務負担軽減が図られています。 重度の行動障害に係る加算については、障害特性による支援ニーズが短期間で解消されるものではありませんが、これは初期段階では当該児童に対して手厚い支援を要するものとして国制度において定められているものです。また、個別サポート加算Ⅰについては、国が定める基準に基づき、児童の心身の状態や支援の必要性を勘案して判定しています。 セルフプランを作成している保護者等に対しては、必要に応じて、各区障害者基幹相談支援センターにおいて、必要なサービスを適切に利用できるよう相談・助言を行っています。また、障害児相談支援の利用を希望する場合には、障害児相談支援事業所に関する情報提供を行うなど、利用に向けた支援を行っています。 一方で、障害児相談支援の利用者数の増加に対し、障害児相談支援を実施する相談支援専門員の確保が追いついていない状況にあると認識しています。引き続き、障害児相談支援を担う人材の確保及び育成に取り組み、相談支援体制の充実を図ることで、個々の児童の状況に応じた適切な支援が継続されるよう努めます。			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第11項（障害福祉部障害支援課） 就学や進学などライフステージが変わる時期には、必要な支援や利用するサービス、支援内容等について検討すべき事項が多く、保護者にとって大きな負担となる場合があると認識しています。 また、障害児通所支援事業所等の選択に当たり、保護者が必要な情報を十分に得ながら、子どもの発達や成長の視点を踏まえて選択できることが重要であると考えています。 さらに、学校卒業後の進路や日中活動サービスの利用に伴う生活環境の変化が、本人だけでなく家族の就労や生活にも影響を及ぼす場合があることは認識しています。 今後も、保護者が必要な支援につながるができるよう、ライフステージに応じた情報提供の充実や相談支援体制の強化について検討します。 第12項（障害福祉部障害施策推進課、障害福祉サービス課）（健康部健康医療政策課） 医療的ケアを必要とする障害児者の地域生活支援の充実には、医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成・確保が重要です。そのため、研修、認定特定行為業務従事者認定及び登録特定行為事業者登録等、制度全体についての周知徹底を図り、研修費用の助成や研修を修了した職員配置を評価する報酬体系の創設を国に要望しています。 また、本市では、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害者本人や家族、支援者等からの相談を受け付けています。医療機関等における合理的配慮の不提供に関する相談が寄せられた場合には、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」等を活用し、関係機関への理解促進に努めています。 令和6年度には、医療機関内における合理的配慮の不提供に係る相談事例を契機として、当事者とともに医療機関の院内研修を実施しました。 さらに、令和6年度からは「堺市生涯学習まちづくり出前講座」において、「障害者差別解消法」に特化した講座を新設しており、医療機関に限らず、広く障害理解と合理的配慮の啓発に取り組んでいます。 医療機関において検査・処置に当たって障害特性に応じた配慮が必要な場合には、御本人の状態や必要な配慮の内容を丁寧に共有し、可能な対応について医療機関と建設的な対話を行うことが重要であると考えています。 今後も、寄せられた相談事例に対して丁寧な相談対応を行い、相談事例を通じた障害理解及び合理的配慮の提供に向けた啓発に取り組めます。 また、堺市立総合医療センターに対しては、重度の障害がある方の退院後の生活や御家族の負担、福祉サービスの利用状況等に関する本陳情の内容を共有し、重度障害者の日常について理解を深めていただけるよう伝えます。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 3 項（長寿社会部医療年金課） 本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しているため、身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方や知的障害の程度が重度（療育手帳 A）の方、身体障害者手帳をお持ちの方で、知的障害の程度が中度（療育手帳 B 1）の方等を対象としており、御要望いただいている療育手帳 B 1・B 2 のみの障害者は対象外です。 本市では、以前から大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳 3 級又は 4 級の一部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方及び難病患者については、障害年金 2 級又は特別児童扶養手当 2 級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望していますが、大阪府からは、「国が統一的な制度化を行うまでの間、持続可能な医療費助成制度として、平成 3 0 年度に現制度を構築しており、今後も、対象範囲を含め、現制度を継続していく」との回答を得ています。 本市では独自に対象者を拡大することは考えていませんが、引き続き、大阪府に範囲拡大の要望を行います。			
第 1 4 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課） グループホームにおいては、医療機関等との連携により、看護職員による看護の提供等を行った場合に医療連携体制加算として報酬が算定されています。 また、夜間支援従事者の確保や配置が難しいとの声もあり、いまだ十分とはいえない状況であることは認識しており、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができる人員配置基準とし、人員配置が可能となる本体報酬及び加算の単価を設定するよう国に要望しています。			
第 1 5 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） グループホームにおける看取り支援については、利用者の高齢化等に伴い課題となっていると認識しています。 一方で、障害福祉サービス報酬においては、介護保険施設における看取り介護加算、ターミナルケア加算に相当する加算は国制度上設けられていません。本市としては、国の報酬制度の枠組みの中で適切なサービス提供が図られることが基本であると考えています。 現時点で、本市独自の看取り支援加算等を創設する予定はありませんが、今後の国の制度改正の動向等を注視します。 引き続き、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、家族、関係団体等から御意見を伺い、実情の把握に努め、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携しながら取り組みます。			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第16項（1）（生活福祉部地域共生推進課）（危機管理室防災課） 本市では、小中学校や体育館等の公共施設を指定避難所としており、それぞれの施設においては、建物用途等に応じて、バリアフリー化等に取り組んでいます。それらの施設を避難所として利用するに当たっては、スフィア基準や令和6年能登半島地震での課題等を踏まえ国が策定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等の指針やガイドラインのもと、防災機能設備の整備や備蓄物資の確保に取り組んでいます。 また、避難所の運営の基本的な考え方をまとめた「避難所運営マニュアル」においても、要配慮者が安全かつ安心して避難生活を送れるよう、それぞれの状況に応じたスペースを確保することや対応についても明記しています。 今後も、障害者（児）とその家族を含むすべての方が安心して利用できる避難所環境の整備に努めます。			
第16項（2）（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害支援課）（危機管理室防災課） 個別避難計画の作成は、災害事象における避難対象区域等の地理的状況や要支援者の心身の状況等を踏まえて、介護支援専門員等の福祉専門職と連携して進めており、災害時における避難支援者や避難経路、避難先等を要支援者と相談の上計画に記載しています。要支援者の中には、避難所への避難が困難であり、在宅や車中泊で過ごさざるを得ない方等、様々な方がおられ、要支援者の避難の実効性を高めるためにも、個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要です。 災害時には、避難所だけでなく、在宅や車中泊で避難生活を送る障害者（児）に対し、相談支援事業所や福祉サービス事業所、医療機関等の関係機関との連携を通じて、それぞれの状況に応じた必要な支援につなげ、障害者（児）とその御家族が孤立しない支援体制の構築に努めます。			
第17項（障害福祉部障害支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、令和5年度から助成額と交付枚数について見直しを行いました。 一方で、障害のある方の移動を取り巻く環境は地域によって異なり、とりわけ公共交通機関の利用が難しい地域では、制度の充実や利用方法の柔軟化を求める声があることは認識しています。 引き続き、利用実績や社会情勢等を踏まえ、助成内容や実施方法を検討します。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 1 8 項（障害福祉部障害支援課）

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することは重要であり、グループホームをはじめとする暮らしの場の確保は重要な課題であると認識しています。

本市では、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用する際には、重度の障害がある方の受け入れを優先するなど、重度の行動障害の方のグループホーム建設を促進しています。

また、運営に関しても、行動障害をはじめとする重度障害の方が多く入居するグループホームに対して、国の報酬に上乗せして、本市独自の運営補助金を交付し、人員の確保に努めています。

今後も、障害の程度や障害種別にかかわらず、地域で安心して暮らすことができる居住環境の整備に取り組みます。

第 1 9 項（障害福祉部障害支援課）

グループホーム入居者の重度化・高齢化に伴い、住み慣れたホームでの生活継続に必要な設備改修へのニーズが高まっているものと認識しています。本市としては、既存の補助制度の活用状況や事業所の実態把握に努め、引き続き必要な支援のあり方について検討します。

第 2 0 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課）

日中サービス支援型グループホームは、重度化・高齢化により日中活動への参加が難しくなった方の生活を支える重要なサービスであると認識しています。

本市では、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用する際には、日中サービス支援型を含めた重度の障害がある方の受け入れを優先するなど、重度障害者のグループホーム建設を促進しています。

本市としては、利用ニーズや事業所の整備状況等を把握しながら、重度障害者の地域生活を支える住まいの確保に努めます。

第 2 1 項（障害福祉部障害支援課）

障害のある方が住み慣れた地域で生活を継続できる住まいの確保は重要な課題であると認識しています。本市では、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用する際には、重度の障害がある方の受入れを優先するなど、重度の行動障害の方のグループホーム建設を促進しています。

引き続き待機状況や利用ニーズの把握に努めながら、障害のある方の地域生活を支える暮らしの場の確保に取り組みます。

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 2 項（障害福祉部障害支援課） 医療的ケアが必要な方の地域生活を支えるため、医療的ケアに対応したグループホームの確保は重要であると認識しています。本市では、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用する際には、医療的ケアが必要な方を含めた重度の障害がある方の受入れを優先するなど、重度障害者のグループホーム建設を促進しています。 また、医療的ケアが必要な方を安心して受け入れられるよう、看護師を配置するための補助を行っています。 今後も利用ニーズや事業所の状況把握に努め、医療的ケアが必要な方の生活の場の確保に向けて取り組みます。 第 2 3 項（障害福祉部障害支援課） 障害のある方が親亡き後も安心して地域で暮らし続けるためには、入院時や緊急時の支援体制の確保が重要であると認識しています。引き続き、事業所等から実態を伺いながら、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。 第 2 4 項（1）（障害福祉部障害支援課） 緊急時かけつけ等事業は、夜間・休日に、介護者の急病などにより家族等での介護が一時的に困難となった場合等の緊急時に、本市と協定を締結している法人が駆けつけ、必要に応じ、地域生活支援拠点等の認定を受けた短期入所事業所に移送するものです。以前の緊急時対応事業と異なり、事前登録が不要になり、区分 3 以上という要件もなくして、対象者の拡大を図りました。 緊急時の実態把握については、年 6 回の関係者会議において、緊急のケースかどうかを問わずに広く情報を共有しています。また、各区の相談支援専門員が参加する場において、説明と質疑応答を行い、実態把握に努めています。 短期入所事業の利用については、毎年度増加傾向にあります。なお、利用の増加傾向は本事業開始以前から見られており、本事業開始後も同様の傾向で推移しています。 本事業は緊急時に利用するものであることから、平時から短期入所事業所に慣れていただくことが重要であり、その必要性について周知に努めます。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 4 項（ 2 ）（障害福祉部障害福祉サービス課） 夜間における急な体調不良への対応等について、通所系事業所の職員等の関係者が利用者や家族に寄り添いながら対応されている場合があることは認識しています。 一方で、通所系事業所は、本来日中活動の場を提供することを主たる役割としていることから、夜間や休日における緊急対応に係る報酬化要求等の予定はしていません。居宅において単身等で生活する障害者に対し、緊急の事態等が生じた場合に相談その他の支援を行う地域定着支援、自立生活援助等のサービスを御活用ください。 第 2 4 項（ 3 ）（障害福祉部障害支援課） 障害のある方や介護者の高齢化が進む中、急な受診が必要となった際に御家族だけで対応することへの不安が大きいことは認識しています。緊急時には救急搬送を含めた対応が基本となりますが、受診時の支援については、既存の障害福祉サービスとの役割分担や支援体制の確保などの課題もあります。 今後も実態把握に努め、関係機関と連携しながら必要な支援のあり方について検討します。 第 2 4 項（ 4 ）（障害福祉部障害支援課） 夜間や休日に急な受診が必要となった際、一人暮らしの方や家族の支援を受けることが難しい方にとって、大きな不安があることは認識しています。本市としては、緊急時に必要な支援につながるよう実態把握に努め、関係機関と連携しながら支援のあり方について検討します。 第 2 5 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 移動支援事業は、屋外での移動が困難な方に対して、ガイドヘルパーが付添いを行うことにより、外出の際の移動を支援するものです。移動支援事業の報酬単価については、利用者、事業者のニーズのバランス等を踏まえ、令和 7 年 1 0 月から引上げを行いました。 また、本市では、安定的な事業運営を維持するために、移動支援事業を自立支援給付の対象とし、市町村に過度な負担が発生しないよう十分な財政措置を講じるよう、国に要望しています。 ガイドヘルパーの育成については、移動支援事業者を対象に事業者交流・意見交換会や研修会等を実施しています。			

番 号	陳情第50号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第26項（障害福祉部障害福祉サービス課） 全国一律で実施している自立支援給付の支給量については、障害者総合支援法で障害福祉サービスの利用できる日数や支給決定を行う際に、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案し、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。 屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付添いを行う移動支援事業は、地域の特性に応じ本市が支給要件等を定めるものとなっていますが、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しており、自立支援給付と同様に1か月を単位として支給決定を行っていますので、御理解くださいますようお願いいたします。 第27項（障害福祉部障害支援課） 重度知的障害者への紙おむつ給付については、令和8年度から対象者を拡大し、療育手帳A所持者で、知的障害により排尿又は排便の意思表示が困難等の一定の要件を満たす方を対象としました。制度が適切に実施されるよう、いただいた御意見を区役所と共有の上、引き続き区役所と綿密に連携し、適切な窓口業務の実施に努めます。 第28項（障害福祉部障害支援課） 視覚障害のある方が自ら健康管理を行う上で、音声血圧計が有効な機器であることは認識しています。一方で、日常生活用具に関しては、それぞれの障害により様々な御要望をいただっており、毎年度、見直しについて検討しています。 今回の御要望も踏まえ、今後も引き続き、限りある財源の中で優先順位を定め、支給対象給付品目や支給要件等の見直しを検討します。 第29項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） 加齢性難聴は誰にでも起こり得る加齢に伴う身体機能の低下に起因するもので、全国共通の課題であることから、本市としては、国による全国一律の公的補助制度の創設が望ましいと考えており、以前から政令指定都市共同で国へ要望しています。 なお、本市では、高齢者が自身の聴力の変化に早期に気づき、医療機関の受診を含めた適切な対応につながるよう、関係機関と連携して加齢性難聴に関する啓発に取り組んでいます。 また、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 3 0 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書の内容については、国の動向を注視します。就労継続支援 B 型等障害福祉サービスを利用したときの利用者負担額については、障害者総合支援法でサービスの利用に係る費用の 1 割を負担していただくこととなりますが、負担能力に応じた負担となるよう、サービスを利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が 4 段階に設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない仕組みとなっています。また、食費や光熱水費等の実費負担についても、所得が低い方に配慮した軽減措置があります。 本市では、サービスを利用される方の世帯の生計の主たる方が長期入院や失業等の事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担が困難である場合等は、利用者負担額を免除することができます。 第 3 1 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） ヘルパーやグループホームの世話人を含め、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であると認識しています。 障害施設等の介護職員等の賃金労働条件の改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、令和 8 年度の報酬改定でも福祉従事者を対象に幅広く賃上げを実現する措置が行われ、本市も応分の負担を行っています。また、大阪府において、福祉従事者への直接的な支援として、1 人当たり 3 万円のギフトカードを支給するなどの支援も実施されました。 現時点では、障害分野において、「本市独自の給与上乘せ」「家賃補助」等の支援は予定していませんが、働きやすい職場環境の形成や人材育成等、福祉人材の確保に向けて総合的に取り組みます。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 3 2 項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課）

成年後見制度は、認知症、知的障害等により判断能力が十分でない方の権利を守り、本人の意思を尊重した生活を支えるための重要な制度であると認識しています。

本市では、成年後見制度の利用に要する費用の負担が困難な方を支援するため、「堺市成年後見制度利用支援給付金制度」により、生活保護受給者又はこれに準ずると認められる者を対象に、後見人等報酬費用の全部又は一部を助成しています。平成 3 0 年度からは、報酬助成の対象を市長申立てに限らず、本人又は親族による申立てにより制度利用を開始した方にも拡大しています。

報酬助成の対象について、現時点で見直しの予定はありませんが、成年後見制度の利用を必要とする方が、費用負担を理由に制度利用を断念することのないよう、国に対し、自治体間で格差や不均衡が生じない全国統一的な費用補助制度の確立及び財政措置の充実を要望しています。

また、令和 7 年度には、制度の内容や利用の流れをより分かりやすく伝えるため、成年後見制度のパンフレットを改訂しました。今後も、本市ホームページ等を活用し、制度の周知・利用促進に取り組むほか、相談窓口にも必要な情報を周知し、利用者や支援者への分かりやすい案内に努めます。

第 3 3 項（障害福祉部障害施策推進課）

障害当事者やその御家族、関係者の皆様との懇談は、地域の実情や課題をお聞きする貴重な機会であると認識しています。

また、障害当事者が日々活動されている場や、利用者を支える障害福祉サービス事業所等の現場の実情を把握することは、障害福祉施策を進める上で重要であると考えています。

本市では、関係団体との懇談や、事業所等との意見交換、日々の相談対応等を通じて、障害当事者や御家族、支援者の皆様から御意見を伺い、現場の実情把握に努めています。

引き続き、障害当事者や御家族、関係団体、障害福祉サービス事業所等から寄せられる御意見を伺いながら、現場の声の把握に努めます。

第 3 4 項（障害福祉部障害施策推進課）

各区障害者基幹相談支援センターは、障害種別を問わず、障害のある方やその御家族からの相談を受け止める総合的な相談窓口です。相談内容に応じて、区役所の地域福祉課や保健センターをはじめとする関係機関と連携し、必要な支援機関やサービスにつなぐなどの相談対応を行っています。

相談先が分からない場合でも、最初に相談を受けた窓口が関係機関と連携し、適切な支援につなぐことができるよう、引き続き、相談支援体制の充実に取り組みます。

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 3 5 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） 国の基準において、指定共同生活援助事業者は、共同生活援助事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないと規定されています。 各共同生活援助事業所においては、日頃から地域行事への参加や近隣住民との良好な関係の構築に取り組んでいただいているものと認識しています。 本市としても、障害のある方が地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の障害理解の促進が重要であると考えています。 引き続き、本市ホームページを通じた啓発や情報発信に取り組み、地域における障害理解促進に努めます。 第 3 6 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害福祉サービス事業所の適正な事業運営を確保するための本市の取組として、集団指導と運営指導を行っています。 集団指導は、本市が指定している全事業者に対して、制度の趣旨や運営方法、報酬請求の手続等に関する情報を一斉に伝達する指導です。これは、不正行為の未然防止を目的とした情報共有の機会であり、事業者が制度に基づくサービスを適正に提供できるよう実施しています。 運営指導は、事業者ごとに、サービスの質や運営体制、報酬請求の実施状況等を確認するために行う指導です。これは、集団指導等で発信された情報が事業者に確実に届いているかを確認する機会であり、サービスを適正に提供できているかを確認するために実施しています。正しく運営できていない場合は、口頭指導や文書指導を行い、改善を求めています。 また、運営指導でよくある指摘事項については本市ホームページに掲載して全事業者に注意喚起を行っています。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 3 7 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害支援課） 現在、本市独自で障害者専用の老人ホームを整備する計画はありませんが、施設整備数については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において定めており、入所待機者数や将来の高齢者人口の推移等を踏まえ、審議会等における調査・審議を経て設定しています。 なお、施設整備事業者は公募を実施して選定しています。事業者の選定に当たっては、障害のある方に配慮した設計・仕様の導入や、看取りに配慮したスペースの整備等を評価項目として定めるなど、利用者やその家族への配慮といった観点も重視しています。 障害のある方とその家族の高齢化が進む中、介護を担い続けてきた家族が将来に大きな不安を抱えていることは認識しています。また、障害のある方と家族がともに高齢となる中で、暮らしの場に関するニーズが多様化しているものと考えています。本市として、まずは親亡き後も安心して地域で暮らし続けられるよう、グループホームをはじめとする暮らしの場の確保や支援体制の整備を進め、今後のニーズを含めた状況の把握に努めます。			

番 号	陳情第50号	所管局	こども青少年局
件 名	障害者施策等の充実について		
第38項（子育て支援部幼保政策課、幼保運営課） 本市は、独自の運営補助金により、保育士の配置基準について、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等も設定し、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 また、医療的ケア児や特別支援児を受け入れる認定こども園・保育所等に対して、安全・安心な集団保育を実現可能とするため、看護師や保育教諭などの雇用に必要な経費を補助しており、令和8年度からは、特別な支援の対象には至らないものの配慮を要するこどもについて、個々の特性に応じた対応を可能とするための補助を拡充しています。 保育人材確保や就業継続促進に向けた新たな取組として、令和8年度から令和10年度までの間に採用された1年目及び2年目の新卒保育士等を対象に本市独自の応援金を支給する「堺市若手保育士給与底上げ支援事業」を実施しています。 また、従前から指定保育士養成施設と連携し、市内の民間教育・保育施設が参加する学内フェアの開催や学生等が保育現場を体験できる「プレ保育士事業」の実施に加え、勤務保育士を対象とした「堺市保育士宿舍借り上げ支援事業」や保育の仕事に関する悩みを相談できる「保育士相談窓口」を設置するなど、保育士の確保と定着に向けた取組を実施しています。 引き続き、より多くの保育人材を確保できるよう取組を進めます。 第39項（子育て支援部幼保支援課、こども青少年育成部こども育成課） 本市としても、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域の中で共に育ち合うことをめざす、インクルージョンの理念は重要と認識しています。 その中で、認定こども園や保育所等は、こどもの日常生活や集団生活を通した育ちを支えることを主な役割としているのに対し、児童発達支援事業所等における療育は、障害特性や発達課題に応じた専門的な支援を提供する役割を担っています。 こども家庭庁の「児童発達支援ガイドライン」においても、障害児支援は、保育・教育・福祉・医療等の関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら連携して行うことが基本であり、関係機関による途切れのない支援体制の構築が重要とされています。インクルーシブ保育の推進には、認定こども園や保育所等と児童発達支援事業所、医療機関、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、こどもの状況に応じた支援を実施することが必要と考えています。 本市では心理の専門職員が認定こども園など就学前教育・保育施設を定期的に巡回訪問し、こどもの個々の発達状況や支援に関する相談・助言を行っています。また、巡回訪問を行う専門職員と関係部署の保健師などの専門職員が互いに連携のうえ、状況に応じ専門的・継続的な支援を行うなど連携強化に努めています。 今後も、相談支援体制の活用も含め関係機関相互の連携強化や情報共有を通じ、支援の充実に努めます。			

番 号	陳情第50号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		
第40項（交通部交通政策課） 本市では、ホームでの接触・転落事故防止に有効とされる可動式ホーム柵について、補助制度を設け、継続して事業者により早期設置を要望しています。そうした中、Osaka Metro御堂筋線では市内全駅への設置が完了し、南海高野線の中百舌鳥駅においても、3・4番線ホームへの設置が完了しています。また、昨年度から南海高野線の中百舌鳥駅1・2番線ホームにおいても整備に着手しており、今後、泉北線の泉ヶ丘駅などにおいても、整備を予定しています。西日本旅客鉄道株式会社において、JR百舌鳥駅では、転落による列車との接触事故防止に向けたホーム安全スクリーン等の設置が予定されていますが、本市として、接触・転落事故の防止に向けた安全対策の推進は重要であると認識しており、可動式ホーム柵の早期設置に向けて事業者により働きかけます。 また、無人駅や時間帯無人駅については、本市として鉄道事業者に対し配置を指導・強制する法的権限は有していないものの、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じておられ、また介助が必要な場合等に不便を感じておられることは理解しており、本市はこれまでも事業者に対し駅員の常時配置を求めてきました。西日本旅客鉄道株式会社では、JR百舌鳥駅等の駅員無配置時間帯においては、カメラ機能を有する券売機等の設備やオペレーター等により対応されている状況ではありますが、引き続き、駅員の常時配置や新たな技術等による安全対策を要望します。			

番 号	陳情第50号	所管局	建設局
件 名	障害者施策等の充実について		
第41項（土木部北部地域整備事務所） 第2ほくぶ障害者作業所前の公園側の側溝への蓋設置につきましては、利用者の安全確保の観点からご要望をいただいています。 当該箇所については、安全性の向上を図るため、区間を分けて複数年度にわたり順次整備を進める予定としています。 現在は、今年度実施予定区間の工事に向けた準備を進めており、今後も計画的に整備を進めます。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 2 項（学校教育部支援教育課） 市立支援学校の在り方については、在籍児童生徒数の推移や地域ごとの状況を総合的に踏まえながら検討を進めています。今後も就学動向を注視し、今年の秋ごろまで児童生徒数の推計の精度向上を図りつつ、支援学校の整備の必要性も含め、関係課と連携しながら適切な教育環境の確保に努めます。			

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（保健所感染症対策課） インフルエンザ予防接種については、予防接種法に基づく B 類疾病の定期予防接種として高齢者を対象として実施しています。一方、未就学児や小学生のインフルエンザ予防接種や、おたふくかぜワクチン等は任意予防接種に位置付けられています。御指摘のとおり、他自治体において任意予防接種への助成を実施されていることは承知しています。 本市としては、予防接種法に基づく定期接種を優先的に実施しており、限られた財源の中で予防接種事業を運営していることから、現時点では、未就学児や小学生等を対象としたインフルエンザ予防接種をはじめとする任意予防接種について、新たな助成制度を創設する予定はありません。今後も、国における定期接種化の議論や他自治体等の動向を注視します。			

番 号	陳情第51号	所管局	こども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第2項（子育て支援部幼保政策課） 本市では、子育て支援のニーズが多様化する中、限られた財源を最大限に活用し、所得制限のない第2子以降の保育料無償化を実施するほか、教育・保育の質の向上や特別な支援を必要とするこどもへの対応等に取り組む民間認定こども園・保育所等に対し運営に要する経費を補助しています。 令和8年度からは、特別な支援の対象には至らないものの配慮を要するこども（要配慮児）について、個々の特性に応じた対応を可能とするための補助を拡充しています。 今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組めます。 第3項（子育て支援部幼保政策課） 本市では、途中入所対策事業は実施していませんが、保育士等の配置に関し、本市独自の運営補助金を活用することで、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっています。また、朝夕の時間帯における職員の充実や、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等も設けており、施設がそれぞれの状況に応じ、柔軟に対応することができるよう努めています。 なお、恒常的に利用者数の減少が見込まれる施設については、定員変更の事前相談を受け付けるなど、運営事業者が適正規模での運営と健全な財政状況が確保できるように努めており、国に対しては保育士の処遇改善や配置基準改善に係る加算要件の見直し等、施設が安全・安心な保育体制を確保できるよう継続して求めています。			

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	こども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項、第 5 項（子育て支援部幼保政策課、幼保運営課） 令和 3 年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があります、民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しを実施せざるを得なかったものです。 その後、令和 5 年度には、認定こども園における医療的ケア児等配慮を要するこどもの支援体制の強化を行い、令和 6 年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援を拡充し、令和 7 年度には、近年の人件費上昇等に対応し、延長保育事業等の補助単価を拡充し、令和 8 年度からは、特別な支援の対象には至らないものの配慮を要するこどもについて、個々の特性に応じた対応を可能とするための補助を拡充しています。 保育人材確保や就業継続促進に向けた新たな取組として、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの間に採用された 1 年目及び 2 年目の新卒保育士等を対象に本市独自の応援金を支給する「堺市若手保育士給与底上げ支援事業」を実施しています。 また、従前から指定保育士養成施設と連携し、市内の民間教育・保育施設が参加する学内フェアの開催や学生等が保育現場を体験できる「プレ保育士事業」の実施に加え、勤務保育士を対象とした「堺市保育士宿舍借り上げ支援事業」や保育の仕事に関する悩みを相談できる「保育士相談窓口」を設置するなど、保育士の確保と定着に向けた取組を実施しています。 引き続き、より多くの保育人材を確保できるよう取組を進めます。 なお、保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金の活用により、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1 歳児、4 歳児及び 5 歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等も設定し、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。			

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	こども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 6 項（子育て支援部幼保政策課、幼保運営課）

保育人材確保や就業継続促進に向けた新たな取組として、令和 8 年度から令和 1 0 年度までの間に採用された 1 年目及び 2 年目の新卒保育士等を対象に本市独自の応援金を支給する「堺市若手保育士給与底上げ支援事業」を実施しています。

また、従前から指定保育士養成施設と連携し、市内の民間教育・保育施設が参加する学内フェアの開催や学生等が保育現場を体験できる「プレ保育士事業」の実施に加え、勤務保育士を対象とした「堺市保育士宿舍借り上げ支援事業」や保育の仕事に関する悩みを相談できる「保育士相談窓口」を設置するなど、保育士の確保と定着に向けた取組を実施しています。

引き続き、より多くの保育人材を確保できるよう取組を進めます。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可・実施に当たっては、設備運営基準に基づき、施設の設備や面積、職員配置のほか、緊急時対応を含む運営規程の整備状況等を確認しており、利用に当たっては、保護者・利用児童・施設の三者による面談を行い、こどもの発達状況やアレルギー等への対応を確認するほか、医療的ケアが必要な場合には、本市のガイドラインに則り対応します。

第 7 項（子育て支援部幼保政策課）

認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の構築を行っています。看護師の雇用への支援に係る補助については、国の公定価格や他の補助制度と併せて多くの施設で活用いただいています。

今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。

第 8 項（子育て支援部幼保政策課）

民間保育施設については、国の方針や、園での処分により保育士等の業務負担軽減にも繋がることを踏まえながら、各施設で対応いただくようお願いしています。

なお、国として処分を「推奨」する以上は、今後、国において、恒常的に必要となる処分費について、何らかの措置が講じられるよう、政令市会議等の場を通じて要望しています。

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（学校管理部学務課） 本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費等の費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。また、教育の機会均等を図るため、経済的な理由により修学が困難な学生及び生徒等を対象とする、給付型の堺市奨学金制度として、令和 6 年度から大学生等を対象とした制度を新たに創設し、また、高校生等については対象を全学年に、併せて給付額の増額を行い拡充して実施しています。 なお、国及び大阪府では、現在高等学校等の授業料が実質無償となる就学支援金制度等を実施しています。また、平成 2 9 年度に国が大学等に進学する方を対象とする給付型奨学金事業を導入して以降、拡充に向けた制度の改正が行われています。さらに、大阪府においては、高校生等奨学給付金について、授業料以外の教育費の支援を充実させるため、これまで生活保護・住民税非課税世帯を対象としていた制度を、令和 8 年度から中所得世帯まで拡充しています。 教育の機会均等及び人材育成の観点から、国に対しては更なる対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を図るよう、また、奨学事業の拡充を図るための財政措置を講ずるよう、引き続き要望します。			

番 号	陳情第52号	所管局	教育委員会事務局
件 名	不登校支援について		
第1項（学校教育部生徒指導課） スペシャルサポートルーム（SSR）は、不登校児童生徒への支援に加え、不登校の兆候がみられる児童生徒への早期支援を目的として実施しています。本年度は、学習支援等を行うSSR支援員を6学校群に試行的に配置しました。今後は配置による効果検証を踏まえ、全小中学校へのSSR設置及び全学校群へのSSR支援員の配置をめざします。 第2項（学校教育部生徒指導課） 学校は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を検討し、学習機会の確保に取り組んでいます。 オンラインによる学習参加については、学習内容や支援の方法等を踏まえながら、各学校において児童生徒の状況に応じた活用を行っています。 また、オンラインによる学習参加の出席扱いについては、国の通知等を踏まえ、校長が学習状況等を総合的に判断し、個々の状況に応じた取扱いを行っています。 第3項（学校教育部生徒指導課） 教育委員会では、学校、相談機関、SC、SSW等の専門家との連携、各種調査、面談等を通じて、不登校児童生徒や保護者の状況やニーズの把握に努めています。今後も、児童生徒や保護者の声を踏まえながら、支援の充実に取り組みます。 第4項（学校教育部生徒指導課） フリースクール等を利用する家庭への経済的支援については、制度設計や財源確保など課題も多く、国や他自治体の動向を注視しています。なお、現在は、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設へ通所する際の交通費負担軽減のため、各学校で通学定期券購入に必要な証明書を発行しています。			

番 号	陳情第 5 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	ワクチンについて		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（学校教育部学校保健体育課） 本市の学校においては、各学校で長期欠席児童生徒の欠席事由の詳細を把握しており、欠席事由や児童生徒の心身の状態に配慮しながら、個別指導や支援を実施しています。 令和 7 年 9 月 3 0 日付けの文部科学省から事務連絡においても、疾病による療養又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒への教育の機会の保証等について示されており、教育委員会と学校が連携して支援に取り組んでいます。 ワクチン接種によって健康被害が生じた可能性がある場合は、本市保健所感染症対策課において予防接種健康被害救済制度の活用について相談できます。 なお、学校におけるワクチンのパンフレットの配布を行った事例については現時点で確認していませんが、今後、学校の管理職に対し、状況を確認します。			

番 号	陳情第54号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
第1項（学校教育部教育課程課） 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では令和3年度から全小中学校に、また、令和7年度から支援学校に、週2日勤務の学校司書を学校職員の一員として配置し、学校図書館教育の充実に取り組んでいます。各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じて役割の整理や環境整備を進めています。学校司書等の配置体制については、各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続き、それらを踏まえた適切な配置についての検討を行います。 第2項（学校教育部教育課程課、学校管理部学校管理課） 図書費の各学校の予算については、令和8年度においても、児童生徒数で算出した額だけではなく、小規模校に配慮して学校の規模に関わらず均等に配分した予算等も合算しています。 各校の蔵書で必要な資料の提供が十分でない場合は、蔵書を補いながら学習を展開できるよう、司書教諭や学校司書を対象とした研修等を通じて、市立図書館と連携した団体貸出しや選書支援等について周知し、小規模校を含めた学校図書館教育の充実に図っています。また、教科用図書については、各校において消耗品費で購入し学校図書館に配置することを可能としており、学校によっては、学習に必要な図書資料を準備する際の資料として、学校図書館用の教科用図書を購入している事例もあります。 第3項（学校教育部教育課程課） 学校司書は、地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用しています。報酬については、経験年数に応じて金額が上がり、休暇については、規定に基づき年次有給休暇や病気休暇、特別休暇等が付与されています。学校図書館の開館は、学校司書単独で担うものではなく、司書教諭や学校図書館サポーターを含む教職員全体で取り組むものと考えています。学校司書が休暇取得等によって勤務しない日においても、教職員の連携や委員会活動の効果的な活用により学校図書館の開館が図られるよう、そのような取組を実践している学校の事例を収集し、各学校への共有に努めます。なおICTを活用した研修については、学校司書を対象として、6月に実施しています。			

番 号	陳情第54号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		

第4項（学校教育部教育課程課）

児童生徒が多様な情報に触れる機会が増加していることから、情報の信頼性等を判断し、取捨選択する力や情報リテラシー等、情報活用能力の育成を図ることが必要であると認識しています。研修等の機会をとらえ、その必要性を伝えることで、各校における児童生徒の実態を踏まえ、社会の変化に対応した図書資料の充実を図るよう学校と連携します。全国の図書館の蔵書情報と貸し出し状況を検索できるサービスについては、現在のところ導入の予定はありません。

第5項（学校教育部教育課程課）

各学校においては、図書資料の充実を図るために、必要に応じて購入しており、引き続き図書資料の充実に努めます。

読書バリアフリーについては、各学校図書館において適切な読書環境の整備が行えるよう、今後も学校司書や司書教諭に対し研修等を通じ、必要な知識の伝達を図ります。

第6項（学校教育部教育課程課）

蔵書のデータベース化は、学校司書の業務改善や児童生徒の読書傾向の把握等の観点から一定の効果があるものと認識しており、導入校における活用の好事例の収集に努めます。

全市同一の蔵書管理システムについては、各校の実態に応じて異なるシステムを導入していることから、現時点において統一的なシステムを導入することは困難であると認識しています。統一的な蔵書管理システムの導入や学校図書館支援センターの設置を行っている他市事例などの情報収集に努めます。

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
第 1 項（中央図書館総務課） 本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 3 2 条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。また、現在、司書の専門性を活かし、市立図書館 1 2 館を運営しています。図書館の管理運営手法については他都市の事例も研究し、持続可能で市民ニーズを踏まえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。 第 2 項（中央図書館総務課） 本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算を確保しています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。 第 3 項（中央図書館総務課） 司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。このことから、図書館の人員体制を考慮し、司書職員の採用を行っています。今後も、質の高いサービスを維持、提供できるよう、職場研修を積み重ね、会計年度任用職員を含め、司書の専門性を高めます。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		

第 4 項（中央図書館総務課）

教育委員会では、令和 2 年に新たな市立図書館のサービスのあり方についての大きな方向性を定めるものとして「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を定めました。また、当該基本指針に示す基本理念、サービスの基本方針、具体的方向性を実現するため、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方を示すものとして、令和 7 年 1 2 月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。

「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務等の全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域の図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の 2 つの機能に整理しました。

それぞれの機能がめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と世界遺産・大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めます。

「中央図書館センター機能」については、「深い学びの研究拠点」としての機能の強化と、市立図書館全体の資料管理と全館運営支援にあたる中枢機能により、本市図書館サービスを支える基盤としての機能を効率的に発揮します。

また、「中央図書館パブリックサービス機能」については、多様な世代のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、図書館が従来から担ってきた図書や資料の提供による個人的な学習支援の役割に加え、図書や資料のほか、施設を有効活用して「人が集い、交流する場所」を創出すること、それにとどまらず、場を活用した地域の課題解決につながる役割を果たすこと、あわせて、利用目的に応じた居心地の良い空間、家や学校、職場以外の第三の場（サードプレイス）としての機能充実を検討します。

番 号	陳情第56号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
第1項（中央図書館総務課）			
現在、堺区では中央図書館と堺市駅前分館のほか、青少年センター図書室、人権ふれあいセンター舢松人権歴史館人権資料・図書室の2つの図書施設、移動図書館、予約資料の受取・返却ができる図書館カウンター堺東で図書館サービスを実施しており、中央図書館は堺区の区域図書館としての機能を持っています。 教育委員会では、令和2年に新たな市立図書館のサービスのあり方についての大きな方向性を定めるものとして「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を定めました。また、当該基本指針に示す基本理念、サービスの基本方針、具体的方向性を実現するため、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方を示すものとして、令和7年12月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。 「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務等の全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域の図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の2つの機能に整理しました。 それぞれの機能がめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と世界遺産・大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めます。なお、「中央図書館パブリックサービス機能」の建替え候補地の一つとして、都心部である堺駅周辺での整備を検討しています。			

番 号	陳情第 5 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		

第 2 項（中央図書館総務課）

「中央図書館センター機能」と「中央図書館パブリックサービス機能」のそれぞれがめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と世界遺産・大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めます。

「中央図書館センター機能」については、「深い学びの研究拠点」としての機能の強化と、市立図書館全体の資料管理と全館運営支援にあたる中枢機能により、本市図書館サービスを支える基盤としての機能を効率的に発揮します。

また、「中央図書館パブリックサービス機能」については、多様な世代のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、図書館が従来から担ってきた図書や資料の提供による個人的な学習支援の役割に加え、図書や資料のほか、施設を有効活用して「人が集い、交流する場所」を創出すること、それにとどまらず、場を活用した地域の課題解決につながる役割を果たすこと、あわせて、利用目的に応じた居心地の良い空間、家や学校、職場以外の第三の場（サードプレイス）としての機能充実を検討します。

第 3 項（中央図書館総務課）

「（仮称）中央図書館パブリックサービス機能基本構想」の策定については、複数回のワークショップや市民を対象としたアンケート等により、実際に図書館を利用している市民やこれまで利用していない市民の多様な意見とニーズをお聴きしながら取り組みます。また、持続可能で市民ニーズを踏まえた質の高い図書館サービスを実現する観点から、専門的な知見を有する図書館司書職員も関与し、その意見を反映することが重要であると考えています。

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
(中央図書館総務課) 教育委員会では、令和 2 年に新たな市立図書館のサービスのあり方についての大きな方向性を定めるものとして「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を定めました。また、当該基本指針に示す基本理念、サービスの基本方針、具体的方向性を実現するため、図書館ニューデザインプロジェクトチームでの議論を踏まえ、中央図書館の再整備に向けた基本的な考え方を示すものとして、令和 7 年 1 2 月に「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」を策定しました。 「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方」では、現在の中央図書館が担う機能を、資料の管理・保管及び、物流ネットワーク、企画推進・広報業務等の全館運営支援による、市立図書館全館のバックアップ機能である「中央図書館センター機能」と、貸出・返却・レファレンス等をはじめとした利用者サービスによる地域の図書館としての機能である「中央図書館パブリックサービス機能」の 2 つの機能に整理しました。 それぞれの機能がめざすサービスをより効率的に実施する観点から、再整備の候補地として「都心部と世界遺産・大仙公園エリアで機能・役割を分離」を最良とし、「中央図書館センター機能」を世界遺産・大仙公園エリア、「中央図書館パブリックサービス機能」を都心部に置くこととして検討を進めており、都心部周辺の元湊小学校では検討しておりません。なお、「中央図書館パブリックサービス機能」の建替え候補地の一つとして、都心部である堺駅周辺での整備を検討しています。 「中央図書館センター機能」については、「深い学びの研究拠点」としての機能の強化と、市立図書館全体の資料管理と全館運営支援にあたる中枢機能により、本市図書館サービスを支える基盤としての機能を効率的に発揮することを検討します。 また、「(仮称) 中央図書館パブリックサービス機能基本構想」の策定において、複数回のワークショップや市民を対象としたアンケート等により、実際に図書館を利用している市民やこれまで利用していない市民の多様な意見とニーズをお聴きしながら取り組みます。今後も引き続き、近年開館した図書館に視察を行うなど、他自治体の事例も研究します。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校等について		
第 1 項（1）（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 学校施設のバリアフリー化については、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするため、重要であると認識しています。 百舌鳥支援学校宮園分校については、渡り廊下や宮園小学校と共用のエレベーターを利用することで、上下階や校舎間の移動が可能となっています。 なお、移動に当たって配慮が必要な児童生徒がいる場合には、児童生徒の個々の障害の状況を踏まえ、クラス配置における配慮や教職員による介助などにより、学校敷地内の移動が円滑に行えるよう必要な配慮に努めます。			
第 2 項（1）（学校教育部支援教育課） 堺市教育委員会で任用している医療的ケア看護職員の報酬額は、1 時間あたり 1, 7 4 8 円（本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて 1 0 年を上限に加算あり）、6 月及び 1 2 月に期末勤勉手当を支給しています。 近隣自治体の医療的ケア看護職員の勤務労働条件については、各自治体によって勤務形態や勤務時間、職務内容、各種手当の支給状況等が異なり単純比較は困難ですが、本市より高い報酬水準を設定している自治体も見受けられ、全国的な看護師不足が生じている中で、本市においても同様に人材確保が課題の一つであると認識しています。			
第 2 項（2）（学校教育部支援教育課） 本市では、医療的ケア看護職員の配置を必要とする幼児児童生徒が在籍する学校園に対し、医療的ケア看護職員を配置しています。医療的ケア看護職員については、会計年度任用職員による配置及び人材派遣による配置を行っており、会計年度任用職員の過去 5 年間の配置人数は、令和 4 年度 5 名、令和 5 年度 6 名、令和 6 年度 6 名、令和 7 年度 7 名、令和 8 年度 9 名（各年度 5 月 1 日時点）です。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校等について		
第 2 項（3）（4）（学校教育部支援教育課） 本市においては、会計年度任用職員として医療的ケアに従事する看護職員の確保に努め、併せて、配置が困難な場合には人材派遣の活用等の複数の手法を組み合わせ、必要な人員の確保を図っています。また、学校園と密に連携し、配置状況をきめ細かく把握しながら、必要に応じて会計年度任用職員による近隣校への応援体制を確保するなど、可能な限り途切れのない支援体制の確保に努めています。 訪問看護ステーションについては、在宅利用者への訪問を主たる業務としていることから、学校ごとに必要な時間帯へ継続的に看護師を配置することが容易ではありません。また、複数校で同時に対応が必要となる場合や、小児対応の経験・専門性を有する事業所の確保にも課題があります。このため、本市としては、継続性、安全性及び安定した支援体制の確保の観点から、現在の対応を行っています。 また、喀痰吸引等研修（第 3 号研修）は特定の幼児児童生徒に対する特定行為を行うための制度であり、対象幼児児童生徒や担当者の変更時には新たな実地研修等が必要となるなど、継続的な運用に課題があります。加えて、教員が教育活動に加えて医療的ケアを担うことは大きな負担となることが懸念されます。本市としては、医療的ケアは高度な安全管理と専門的な知識・技能を要することから、看護師等の専門職が中心となって担うべきものと考えており、今後も専門職による支援体制の充実に努めます。 今後も、文部科学省等が実施する協議会に参加し、積極的に情報収集を行い、併せてホームページや広報さかい等を通じた継続的な募集・周知に努め、必要な配置数の確保を図ります。 第 3 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校給食課） 本市の学校給食では、摂食嚥下機能等に障害のある児童生徒に対し、医師の指示に基づき、当該児童生徒の食形態に応じた形態食を提供しています。百舌鳥支援学校、百舌鳥支援学校宮園分校及び上神谷支援学校の給食調理場においては、十分に加熱し温度確認をした通常給食を細かく刻んだ刻み食や、ミキサーにかけたペースト食を提供しています。 嚥下や咀嚼に配慮したとろみの対応については、児童生徒個々の状況に応じた適切な状態での提供が必要であることから、医師や専門家、保護者との連携の上、対応を行っています。とろみの程度や献立ごとの必要性、摂食量、食事の速度等について、個別に把握した上で実施しています。 今後も、児童生徒が安全・安心に給食を摂食できるよう、適切な給食提供に努めます。			

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局																
件 名	支援学校等について																		
第 4 項（１）（２）（３）(学校教育部支援教育課)																			
平成 2 0 年度から今年度までの在籍児童生徒数の推移につきまして、下記のとおりお示します。なお、各年度の数値は、当該年度の 5 月 1 日時点に基づく在籍児童生徒数です。																			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
百舌鳥支援学校（人）	198	124	139	165	163	157	156	150	156	159	169	163	161	167	174	197	216	235	221
百舌鳥支援学校旭分校（人）	10	8	9	8	2	4	4	4	4	3	3	2	2	2	1	2	2	1	-
百舌鳥支援学校宮園分校（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
上神谷支援学校（人）	-	139	155	165	166	173	185	187	184	166	158	169	176	195	214	237	257	266	268
市立支援学校（人）	208	271	303	338	331	334	345	341	344	328	330	334	339	364	389	436	475	502	505

宮園分校が開校した今年度の堺市立支援学校全体の状況につきましては、現在、宮園分校開校後の状況について検証を進めている段階です。人数推計や宮園分校開校後の各状況を踏まえながら、支援学校全体の現状と課題について分析・検討を進めます。

今後とも、これまで本市が積み重ねてきた特別支援教育の取組を継承・発展させながら、通常の学級、通級指導教室、支援学級、支援学校のそれぞれの学びの場において、障害のある子どもたちが適切な教育を受けることができるよう、教育環境の整備と教育内容の充実に努めます。

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 項（地域教育支援部放課後こども支援課） 放課後児童対策等事業における事業者選定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の趣旨に基づき、競争性及び公平性を確保するため、総合評価一般競争入札により実施しており、選定委員会による提案書等の審査に当たっては、入札参加者に対する先入観を排除し、公正な審査が行われるよう必要な措置を講じています。また、公平性及び透明性を確保する観点から、全ての応募事業者に対し同一の評価基準を適用することが重要であると考えています。 今回の事案も踏まえ、事業者選定における過去の履行状況の評価のあり方について研究します。 第 2 項（地域教育支援部放課後こども支援課） 放課後児童対策等事業については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び業務仕様書に基づき、運営事業者へ委託して実施しています。 夏休み等の長期休業期間においては、長時間の利用や利用児童数の増加に伴い、適切な人員配置及び運営体制の確保がより重要であると認識しています。本市では、業務仕様書等に定める指導員配置基準の遵守や運営状況について、所管課職員のルームへの巡回、聴き取りなどを通じて確認を行い、必要に応じて事業者への指導を行っています。 また、令和 8 年 4 月に発生した一部ルームでの配置基準未達事案については、事業者に対し改善命令を行っており、現在も当課において、指導主事による巡回をはじめ、適宜事業者へ聴き取りを行うなど、人員配置及び運営状況の確認・指導を継続しています。 今後も、児童の利益を最優先に、安全・安心な放課後の居場所を確保できるよう、運営事業者に対する履行確認及び必要な指導を行います。 第 3 項（地域教育支援部放課後こども支援課） 指導員の追加配置については、ルームの状況を熟知している運営事業者が、観察による加配の判定を本市に依頼し、必要な場合に配置を行うものとしています。また、本市においては、運営事業者との連絡調整や当課職員の巡回等を通じてルームの運営状況の把握に努めています。 配慮が必要な児童の育成支援が適切に図られるよう、全体での活動を見守りながら、必要に応じて個別に対応できるよう職員配置を事業者に求めています。今後も引き続き、適切な運営が行われるよう努めます。			

番 号	陳情第 5 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第 4 項（地域教育支援部放課後こども支援課）

おやつを提供については、業務仕様書において、安全面及び衛生面に十分配慮すること、栄養面や活力面から必要とされるものを適切に提供すること、生菓子など傷みやすいものや児童がのどに詰まりやすいものは避けることなどの基本的な考え方を示しています。

個別のおやつを選定については、仕様書に基づく考え方を踏まえ、運営事業者が適切に判断するものと考えていますが、児童の安全確保の観点から確認が必要な場合には、必要に応じて助言や指導を行っています。

今後も、安全なおやつを提供に努め、おやつの時間を児童同士や指導員とのコミュニケーションを深める機会として捉え、児童がなごやかな雰囲気の中で落ち着いて喫食を楽しめるよう、運営事業者と連携し取り組みます。

第 5 項（地域教育支援部放課後こども支援課）

令和 8 ・ 9 年度は制度統一の準備期間として、新制度の具体的な実施内容の検討、放課後児童支援員の人材育成など安定的な配置体制の確保のほか、地域や運営事業者との事業調整等を進めています。また、制度統一に向けては、本年 7 月に利用児童や保護者に対して実施した「放課後の活動・過ごし方アンケート」や議会・事業者などの意見を踏まえて検討を進めており、新たな協議体の設置は考えていませんが、今後も児童の利益を最優先に、児童が安心して過ごし、充実した放課後を実感できる活動の実現をめざし、利用児童及び保護者のニーズを踏まえた制度内容等の検討を進めます。

また、「放課後の活動・過ごし方アンケート」の結果については、現在、集計を行っており、今後ホームページで公表する予定です。

番 号	陳情第60号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第1項（地域教育支援部放課後こども支援課） 指導員の確保に向けて、運営事業者においては、大学を中心とした募集活動や夏季休業期間における学生向けの募集などの取組を行っています。また、本市においては、毎月広報さかいでの指導員募集記事の掲載をはじめ、近隣大学への募集チラシの配布など、人材確保に向けた支援を行っています。 さらに、運営事業者に対しては、支援を必要とする児童の安全の確保及び適切な育成支援が図られるよう、集団での活動を見守りつつ、必要に応じて個別の対応ができる指導員配置を行うなどの配慮した取組を求めるとともに、仕様書に基づく研修の実施により人材育成を図っています。 今後も、指導員の確保・定着及び人材育成に向け取り組みます。 第2項（地域教育支援部放課後こども支援課） 本事業の目的である児童への育成支援や安全確保に指導員が十分に専念できる環境を確保するうえで、指導員の育成、業務負担軽減は重要であると認識しています。 おやつ提供や児童の安全確保及び活動場所の衛生状態を保つため、整理整頓・清掃に関する業務や日常的な環境整備、おやつ提供の準備に係る業務については、児童の健全育成を実現するうえで必要な業務として仕様書に定めており、事業者において改善し、作業を工夫するものと認識しています。 なお、指導員の負担軽減に向けた取組として、百舌鳥小学校のびのびルーム運営事業者である公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団では定期的な床清掃や簡易修繕について外部委託を実施しているほか、おやつの袋詰め作業については、安全対策及び作業効率の向上を目的としてバックシーラーを導入し、従来の個別の袋結び作業を簡略化しています。 今後も、児童の利益を最優先に、児童が安全・安心に利用できる豊かな放課後の環境の提供に努めます。			

令和 8 年 第 4 回市議会(定例会)陳情回答綴

令和 8 年 9 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号 1-B2-26-0051
